

キーワード検索

あ行

移動支援 23
 運転免許取得 25
 NHK放送受信料 56

か行

ガソリン券 24
 紙おむつ 18

さ行

市営住宅の入居の優遇 57
 自動車税の減免 53
 住宅改造 57
 重度心身障害者医療 44
 就労 29
 住民税の控除 51
 ショートステイ 14
 自立支援医療 41
 ストマ用装具 22
 相談窓口 8

た行

タクシー券 24
 タクシー料金 56
 駐車禁止除外 26
 鉄道運賃(割引) 55

な行

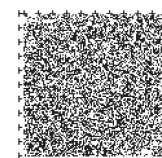
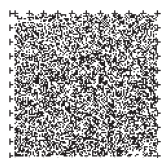
年金(障害基礎年金) 39

は行

福祉金 37
 補装具の購入・修理 19

や行

有料道路(ETC)割引 56



戸田市 障害者福祉のしおり



手帳交付

総合支援法

求職・就職

日常支援

行動支援

機能訓練

求職・就職

教育

手帳交付

医療

緊急・災害

社会参加

税控除・減免

公共料金

住宅

目次

障害等級（程度）別サービス等一覧表

2

1 手帳の交付 4

手帳の種類と概要および申請方法 4

2 障害者総合支援法 5

(1) 制度の概要 5

(2) 障害者総合支援法に基づくサービスの内容と利用方法 6

3 相談窓口 8

(1) 市内の相談機関 8

(2) 市外の専門機関等 11

4 日常生活に支援を求めたいときは 14

(1) 在宅生活の支援 14

5 行動範囲を広げるための支援 23

(1) 移動を支援するサービス 23

(2) 自家用車・運転免許取得支援等 25

(3) 権利擁護 27

6 機能回復・生活訓練をしたいときは 28

7 求職や就職を希望するときは 29

(1) 就労支援・職業訓練 29

(2) 技能訓練・資格 31

8 教育 33

(1) 特別支援学級等 33

(2) 特別支援学校 34

(3) 特別支援教育就学奨励費 35

9 手当・年金・貸付 36

(1) 手当 36

(2) 年金 38

(3) 貸付 40

10 医療 41

(1) 医療制度 41

(2) 医療費に関する支援制度 43

11 緊急時・災害時支援 45

12 社会参加の促進 47

(1) 手話・通訳等 47

(2) 情報の提供サービス等 48

(3) スポーツ・レクリエーション 49

(4) 選挙 50

13 税の控除・減免 51

14 公共料金等の割引 55

15 住宅 57

(1) 住宅改造・賃貸住宅支援 57

(2) 公営住宅 57

参考資料

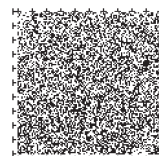
58

(1) 身体障害者障害程度等級表 58

(2) 知的障害者の障害程度 60

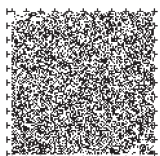
(3) 精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準 60

(4) シンボルマーク 61



障害等級（程度）別サービス等一覧表

障害区分	サービス等 等級	医療制度			医療に関する支援			手当・年金等							移動・交通							
		自立支援医療（育成医療）	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（精神通院）	ひとり親家庭等医療	重度心身障害者医療費助成	精神障害者通院医療費一部助成	特別障害者手当	障害児福祉手当	重度障害者等福祉金	特別児童扶養手当（20歳未満）	障害厚生年金（障害手当金を含む）	障害基礎年金	特別障害給付金	心身障害者扶養共済	福祉タクシー・ガソリン利用券の交付	リフト付自動車の貸出し	補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）	自動車運転免許取得費助成	自動車改造費助成	介護者用自動車改造費助成	
身体障害者手帳	視覚	1	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○		○	○					○	○	○	○		○			○	○	○
		4	○	○		○						○			○					○	○	○
		5	○	○		○						○								○	○	○
		6	○	○		○						○								○	○	○
	聴覚／ 平衡機能	2	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○		○	○				○	○	○	○	○		○			○	○	○
		4	○	○		○						○		○						○	○	○
		5	○	○		○						○								○	○	○
		6	○	○		○						○								○	○	○
		音声、言語、 そしゃく	3	○	○		○	○				○	○	○	○	○					○	○
	4		○	○		○					○	○	○	○						○	○	○
	肢体不自由	1	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○		○	○				○	○	○	○	○		○			○	○	○
		4	○	○		○					○	○	○	○						○	○	○
		5	○	○		○						○								○	○	○
6		○	○		○						○								○	○	○	
内部障害	1	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	○	○		○	○				○	○	○	○	○		○			○	○	○	
	4	○	○		○						○								○	○	○	
療育手帳	知的障害	①			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	
	A				○	○		○		○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	
	B				○					○	○	○	○	○					○	○	○	
	C				○										○				○	○	○	
精神障害者 保健福祉手帳	精神障害	1			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	
		2			○	○	○	○			○	○	○	○	○				○	○	○	
		3			○	○	○	○			○	○	○	○	○				○	○	○	
ページ番号		41	41	41	43	44	44	36	36	37	38	38	39	39	40	24	25	25	25	26	26	



【注意事項】

- ・上表は、本冊子に掲載しているサービス等の一部を抜粋したもので、あくまで目安です。
- ・障害等級ごとのサービス等に○印を付けていますが、さらに細かな条件が求められるものもありますので該当ページをご覧ください。

1 手帳の交付

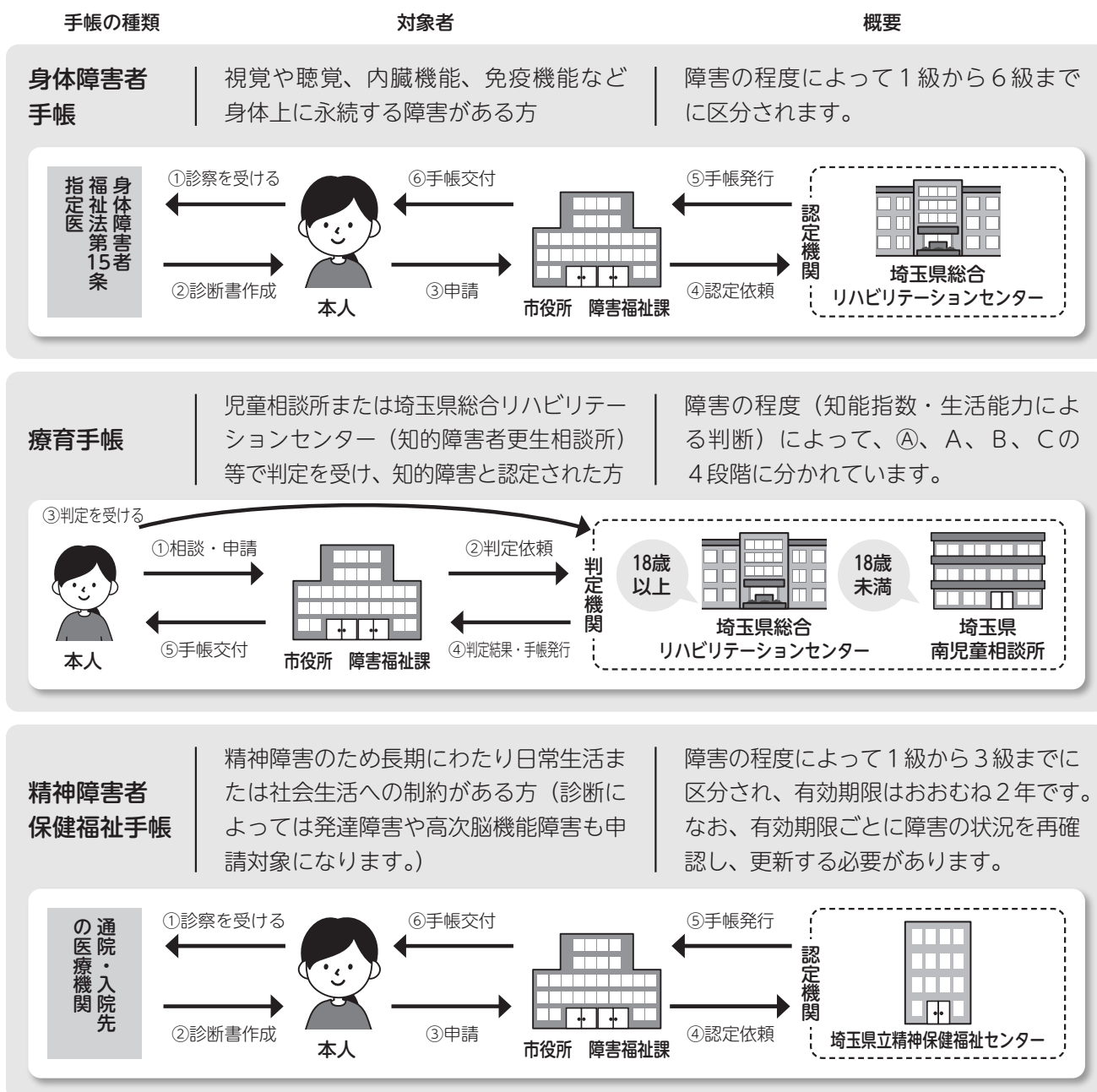
手帳の種類と概要および申請方法

障害者手帳を取得すると、さまざまな福祉制度等を利用できます。

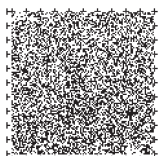
※申請はすべて障害福祉課で受け付けています。

※障害者手帳の該当等級などについては「参考資料」(58~60ページ)をご覧ください。

窓 □ 障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588



- ・氏名または保護者、住所など記載事項の変更があった時は届け出てください。
- ・障害等級を変更、あるいは障害名を変更（追加）する時は再申請が必要です。
- ・障害によっては、一定年数経過後に再認定・再判定が定められていますので、表示されている期限までに手続きをしてください。
- ・障害者本人が亡くなられた時は返還してください。
- ・紛失、破損した時は、申請に基づき再交付できます。



(1) 制度の概要

経緯

平成15年に「支援費制度」が導入され、障害者本位のサービス提供が始まりましたが、財源確保の問題や障害種別（身体障害、知的障害、精神障害）間で異なるサービスの充実度の問題、市町村間のサービス提供体制の格差などが問題とされるようになりました。こうした制度上の問題を解決し、障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために「障害者自立支援法」が平成18年4月から施行されました。

さらなる共生社会を実現することを目的に、社会参加の機会の確保や、社会的障壁の除去に役立つよう、日常生活・社会生活の支援を総合的かつ計画的に行うために、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が平成25年4月1日に施行されました。

障害者総合支援法の施行により変わった主な点

■法律施行時

①基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げました。

②障害者の範囲を拡大

制度の谷間を埋めるべく、障害者の範囲に「難病等」が加わりました。

③障害支援区分の創設

これまでの「障害程度区分」を、障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めました。

■施行後の主な改正内容

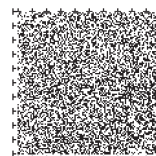
・自立生活援助(P28)・就労定着支援(P29)・居宅訪問型児童発達支援(P17)の創設（平成30年度）

・重度訪問介護対象拡大（平成30年度）

日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者が、医療機関に入院した場合も入院先で重度訪問介護が利用できるようになりました。

・高齢障がい者の介護保険サービスへの円滑な移行（平成30年度）

一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減できるようになりました。



(2) 障害者総合支援法に基づくサービスの内容と利用方法

サービスの内容

障害者総合支援法に基づくサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに大きく分かれています。

「自立支援給付」は、個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われます。介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられます。

「地域生活支援事業」は、地域での生活をより円滑にするため、県や市の創意工夫により、利用者の方の状況に応じて実施しています。

また、障害児の日常生活や集団生活を通じた発達の基礎づくり、様々な生活体験を通じた生きる力に結びつく基礎的・基本的な知識・技能の習得等を支援するため、児童福祉法に基づく、障害児通所支援があります。

地域生活支援事業

- 日中一時支援事業 …………… 17
- 食事サービス …………… 17
- 訪問入浴サービス …………… 18
- ふとん乾燥・丸洗い …………… 18
- 紙おむつ支給 …………… 18
- 障害児（者）生活サポート事業 … 18
- 地域活動支援センター …………… 18
- 日常生活用具の給付 …………… 19~22
- 移動支援事業 …………… 23
- 意思疎通支援事業 …………… 47

障害児通所支援

- 児童発達支援 …………… 16
- 放課後等デイサービス …………… 16
- 居宅訪問型児童発達支援 …………… 17
- 保育所等訪問支援 …………… 17
- 障害児相談支援 …………… 17

自立支援給付

《介護給付》

- 居宅介護（ホームヘルプ） …………… 14
- 重度訪問介護 …………… 14
- 重度障害者等包括支援 …………… 14
- 短期入所 …………… 14
- 療養介護 …………… 15
- 生活介護 …………… 15
- 施設入所支援 …………… 15
- 同行援護 …………… 23
- 行動援護 …………… 23

《訓練等給付》

- 共同生活援助（グループホーム） … 15
- 自立生活援助 …………… 28
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練） … 28
- 宿泊型自立訓練 …………… 28
- 就労移行支援 …………… 29
- 就労継続支援（A型・B型） …………… 29
- 就労定着支援 …………… 29

《相談支援》

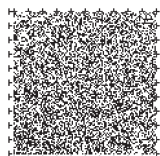
- 地域移行支援 …………… 16
- 地域定着支援 …………… 16
- 計画相談支援 …………… 16

《自立支援医療》

- 育成医療 …………… 41
- 更生医療 …………… 41
- 精神通院医療 …………… 41

《補装具》

- 補装具費の支給 …………… 19

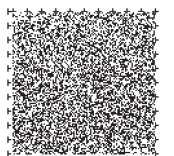
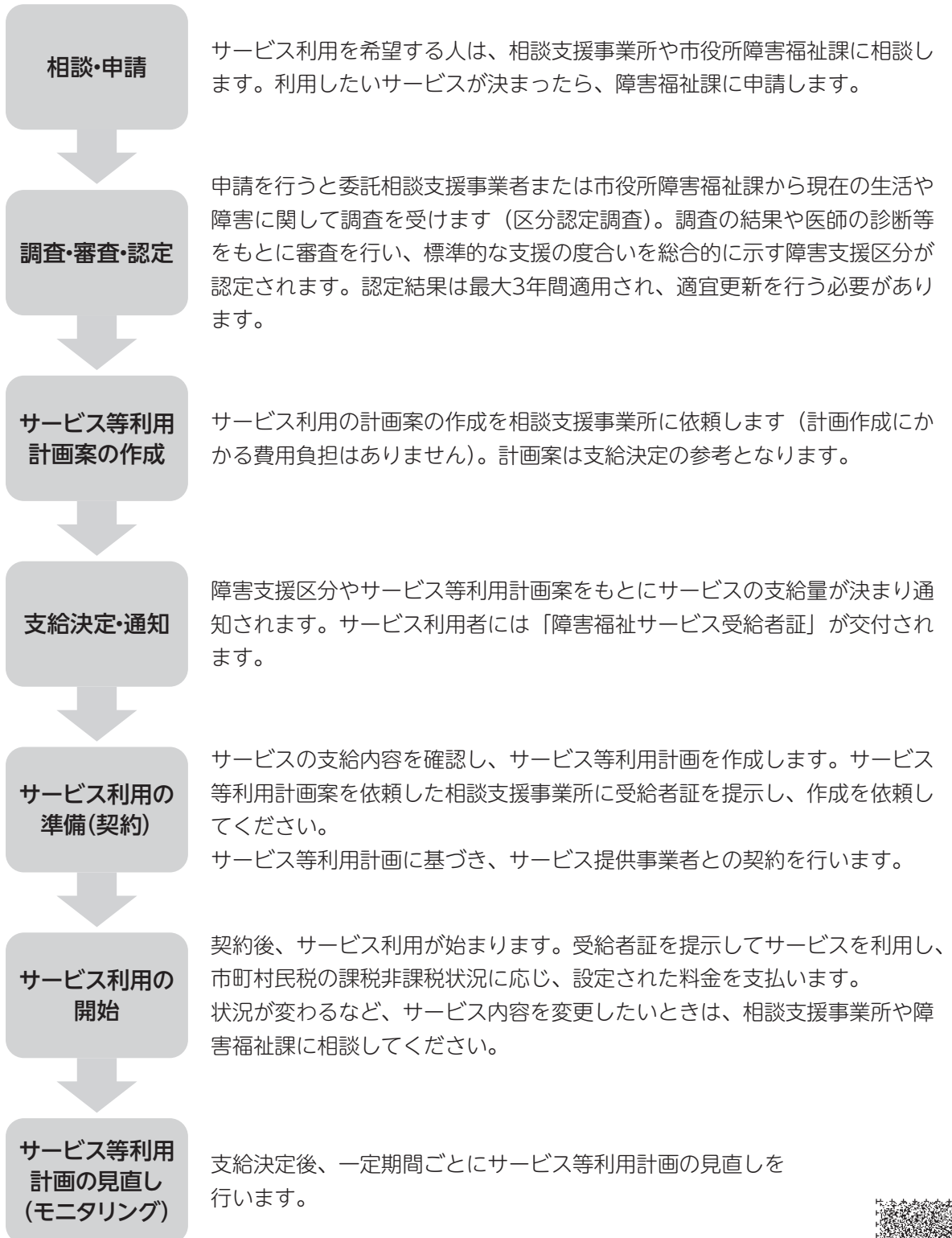


障害福祉サービス利用の流れ

障害福祉サービスを利用する際の流れは以下のとおりです。

(※介護給付と訓練等給付、また、障害児では申請から利用開始までのプロセスが一部異なります。)

障害福祉サービス利用の申請から決定までの流れ



3 相談窓口

(1) 市内の相談機関

はじめに相談できるところ

戸田市障害者基幹相談支援センター(障害者虐待防止センター)

概要 障がいのある方やその家族の皆さんのための最初の相談窓口として、相談支援を行う機関です。ご相談内容により、他の機関と連携し解決を目指します。障害者手帳をお持ちでない方や難病などの方も、広くご相談いただけます。また、障害者虐待防止センター（緊急時は24時間対応）としての相談受付窓口になっています。

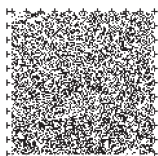
窓口 **所在地** 戸田市福祉保健センター2階 **電話** 048-446-6785 **FAX** 048-432-8298
開所日時 月～金曜日 8時30分～17時15分 ※祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く



相談支援事業所

障がいのある方の生活全般に関する相談支援を行います。基幹相談支援センターで受け付けた相談について、基幹相談支援センターと連携して対応に当たります。基幹相談支援センターを通さず、直接相談支援事業所に相談することもできます。年末年始等の休日は、各事業所で異なりますので確認してください。

名称・所在地・連絡先	開所日・受付時間	担当地区	案内図
ひかり 本町2-16-3 ハイツヨシタカ 107 電話 229-7038 FAX 229-7065	月～金 8:30～17:15	喜沢、喜沢南、下前、 中町、本町、下戸田、 南町、川岸、戸田公園	
四季 戸田市上戸田3-23-32 電話 420-2557 FAX 420-2558	月～金 8:30～17:15	上戸田、新曽、新曽南、 下笹目、氷川町、 美女木、美女木東、美女木北 笹目、笹目北町、 笹目南町、早瀬	



市役所

部署名	概要	連絡先
障害福祉課	身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）（発達障害や高次脳機能障害の方も含む）及び難病患者等の方々の日常生活や医療・福祉サービス、施設、就職、障害者差別解消に係る相談や助言指導などを行う障害者福祉の総合窓口です。	電話 441-1800 FAX 444-5588
健康長寿課	介護が必要な65歳以上の方や特定疾病により介護が必要な40歳以上の方の介護認定などの介護保険制度や、高齢者に関わるいろいろな相談が出来る高齢者福祉の総合窓口です。	電話 441-1800 FAX 444-5588
子育て支援課	20歳未満の障害者（児）を養育している方に、特別児童扶養手当を支給する他、児童手当、ひとり親家庭等医療費などの相談窓口です。	子育て支援課 電話 441-1800 FAX 432-8510
保育幼稚園課	保育園や幼稚園における保育に関する相談・助言を行っている窓口です。	電話 441-1800 FAX 432-8510
生活支援課	障害や病気、高齢などで生活に困ったとき最低限度の生活を保障し、自立を支援する生活保護制度を担当している窓口です。	電話 441-1800 FAX 434-2325
生活自立相談センター （生活支援課内）	経済的な問題だけではなく、心の問題、健康上の問題など様々な課題を抱えた方の相談、自立の支援を行う窓口です。	電話 432-7321 FAX 432-7322
福祉総合相談窓口 （生活支援課内）	どこに相談してよいか分からない福祉の困りごとについて、専門のスタッフが相談を受け、相談内容に応じたサポートや、適切な関係機関へつなぎを行う窓口です。	電話 446-7838 FAX 432-7322
戸田市消費生活センター （くらし安心課内）	契約、クーリング・オフ、不当請求や架空請求など、消費者トラブルに関する相談窓口です。 開所日時は平日午前10時から正午、午後1時から午後4時まで（受付は午後3時30分まで）です。	電話 433-5724 FAX 433-3358

戸田市福祉保健センター 所在地 戸田市大字上戸田5番地の6



福祉保健センター

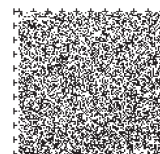
概要 市民の健康増進、疾病予防及び早期発見を目的として各種健康診査や様々な健康相談を行っています。こころの健康については、精神保健福祉士及び保健師が相談を受けています。

窓口 電話 446-6484 FAX 446-6284

親子健やか室

概要 福祉保健センター内にある親子健やか室では、乳幼児の運動発達や精神発達に遅れや障害が疑われた場合、保健師などの専門職が相談を受け、家庭での対応などについて助言を行っています。また、児童の養育などについての相談を受け付けています。

窓口 **所在地** 戸田市福祉保健センター1階
電話 ・乳幼児に関する相談 446-6491
 ・乳幼児以外の児童の相談 433-2222（こども相談センター）



戸田市福祉保健センター **所在地** 戸田市大字上戸田5番地の6

民生(児童)委員

概要 地域で生活する社会福祉を必要とする人々の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うとともに、関係機関との協力のもとに、社会福祉の増進に努めています。市内には、150名(主任児童委員9名含む)の民生(児童)委員がおります(令和8年4月現在)。詳細は福祉保健センターへお問い合わせください。

窓 □ **電話** 424-9564 **FAX** 441-1977

社会福祉法人 戸田市社会福祉協議会

概要 地域福祉をすすめる民間組織で、日常的な見守りやサロン活動などの支部活動、福祉サービスの利用の相談、法人後見、赤い羽根募金、地域歳末たすけあい募金、ボランティアセンター、市立心身障害者福祉センターや市立福祉作業所もくせい園の指定管理制度における施設の管理運営及び生活福祉資金等の貸付、車椅子の貸出しなど地域福祉の増進に努めています。

窓 □ **所在地** 戸田市福祉保健センター2階 **電話** 442-0309 **FAX** 442-3996

戸田市立教育センター

概要 資格のある心理カウンセラーを配置し、下記相談時間に教育相談を実施しています。児童生徒だけでなく、保護者の方の教育相談もお受けしています。お子様の生活や心理の発達に関することなど、お気軽にご相談ください。来所による面談での相談になりますので、事前に電話で予約をしてください。

【相談時間】 火曜日から日曜日 9時から17時まで(祝日年末年始を除く)
※水曜日のみ 9時から19時まで(祝日年末年始を除く)

窓 □ **電話** 434-5670 **FAX** 433-4560

戸田市立心身障害者福祉センター

概要 心身障害児・者の福祉の増進及びボランティアの醸成を図ることを目的とした施設です。センターでは、創作的活動・機能訓練等の各種講座を開催するとともに、障害者福祉団体の会議等に必要な施設を提供しています。

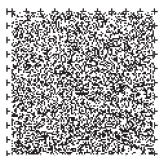
窓 □ **所在地** 戸田市川岸2-4-8 **電話** 445-1828 **FAX** 441-5031



知的障害者相談員

概要 市からの委嘱を受け、障害者や家族からの相談の内容に応じて福祉事務所など関係機関との連絡にあたっています。詳しくは下記窓口へお問い合わせください。なお、相談された内容の秘密は守られます。

窓 □ **知的障害者相談員 市役所障害福祉課** **所在地** 戸田市上戸田1-18-1
電話 441-1800 **FAX** 444-5588



(2) 市外の専門機関等

埼玉県南部保健所

概要 結核やエイズ等の感染症の相談や検査、精神保健福祉相談、子どもの心の健康相談、栄養・健康相談、指定難病・小児慢性特定疾病・肝炎治療・被爆者等の医療公費負担の受付等を行っています。さらに、飲食店、理容所、美容所、薬局、病院・診療所等の許可、狂犬病の予防・啓発など幅広く地域の公衆衛生を担っています。

窓 □ **所在地** 川口市前川1-11-1 **電話** 048-262-6111



埼玉県南児童相談所

概要 0歳から18歳未満までの児童についての様々な相談に応じ、助言、継続相談等を実施しています。

【相談内容】 ・子どもの養育に関する相談 ・性格行動・しつけに関する相談
 ・障害をもつ子どもに関する相談 ・非行のある子どもに関する相談
 ・里親になりたい方の相談など

【受付時間】 月曜日から金曜日 8時30分から18時15分（土・日・祝・年末年始を除く）

窓 □ **所在地** 川口市芝下1-1-56 **電話** 048-262-4152 **FAX** 048-262-4158

埼玉県社会福祉協議会

概要 **【権利擁護相談（権利擁護センター）】** **電話** 048-822-1204・1240

認知症高齢者や障害のある方ご本人やご家族等からの生活上のさまざまな相談を受け付けています。

①**生活相談**：月曜日から金曜日 9時から16時まで（祝日年末年始を除く）

②**法律相談**：要予約 水曜日・金曜日 13時から14時30分まで（祝日年末年始を除く）

【福祉サービス苦情相談（埼玉県運営適正化委員会）】 **電話** 048-822-1243

福祉サービス利用についての苦情相談を受け付けています。

月曜日から金曜日 9時から16時まで（祝日年末年始を除く）

窓 □ **所在地** さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内
電話 048-822-1194（代表） **FAX** 048-822-1406

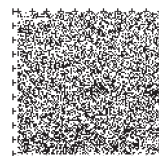
埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

概要 19歳以上の方で、以下のような内容について、相談を受け付けています。

- ・発達障害者及びその家族、支援者に対する相談支援
- ・発達障害者に対する発達支援
- ・発達障害者に対する就労準備支援
- ・関係施設、関係機関等に対する普及啓発及び研修

受付時間 月曜日から金曜日 9時から12時、13時から17時 ※土・日・祝休み

窓 □ **所在地** 川越市大字平塚新田東河原201-2 **電話** 049-239-3553 **FAX** 049-233-0223



埼玉県発達障害総合支援センター

概要 発達障害の支援ができる人材の育成や、親への支援、地域の支援機関への助言、県民の方からの相談に応じるなど、発達障害のある子どもや保護者の方が、日常生活に必要な支援が受けられる地域づくりを行っています。

18歳以下の発達障害やその特性のある方を対象とした相談を電話で受け付けています。

窓 □ **所在地** さいたま市中央区新都心1-2 埼玉県立小児医療センター南玄関3階
電話 048-601-5551（受付時間：平日（月～金）8時30分から17時15分）

埼玉県立総合教育センター

概要 心身に障害のあるお子さん、または「障害があるのではないか？」と心配なお子さんについて、学校での学習上、生活上の心配や困りごと、家庭での生活や家族の関わり方などの相談を受け付けています。相談を希望する方は直接お申し込みください。

対象者 県内の小・中・高校生、青少年（原則として18歳まで）及びその保護者・関係教職員

窓 □ **所在地** 行田市富士見町2-24 **電話** 048-556-4180

【面接相談場所】 本所（行田市）、きたうらわ相談室（さいたま市浦和区）

埼玉県立精神保健福祉センター

概要 県民の精神保健の向上、並びに精神障害者の福祉の増進及び社会復帰の支援を行っています。

【精神保健福祉部門】 本人又は家族の方を対象に、精神的な不安や悩み、アルコール、ギャンブル、薬物等の依存問題など、精神保健福祉に関する相談を行っています。

【社会復帰部門】 主治医が利用を必要と認めた方を対象に、通所訓練（精神科デイケア）等の支援を行っています。

窓 □ **所在地** 北足立郡伊奈町小室818-2

【精神保健福祉部門】

来所相談（相談を希望される場合は、電話で予約してください。）

予約専用電話 048-723-6811（受付時間：平日（月～金）9時から17時まで）

※祝日、年末年始を除く

埼玉県こころの電話（電話相談）

電話 048-723-1447（受付時間：平日（月～金）9時から17時まで）

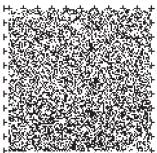
※祝日、年末年始を除く

【社会復帰部門】

社会復帰部門の利用につきましては、まずは電話でご相談ください。

電話 048-723-3333（受付時間：平日（月～金）9時から17時まで）

※祝日、年末年始を除く



埼玉県立精神医療センター

概要 県立病院として地域の医療機関と連携し、紹介制・予約制によって患者を受け入れ、短期治療を目指し、初期治療終了後は紹介医療機関への転医を図っています。また、患者や家族に対して療養上必要な援助を行い、早期の社会復帰を促進しています。

【受付時間】 月曜日から金曜日 8時45分から17時まで（祝日年末年始を除く）

窓 □ **所在地** 北足立郡伊奈町小室818-2
電話 048-723-1111（代表）
 048-723-6803（予約専用電話）

埼玉県精神科救急情報センター

概要 夜間・休日に緊急的な精神科医療に関する相談を電話で受け付け、必要に応じて医療機関の紹介を行っています。

【受付時間】 平日（月～金） 17時から翌日朝8時30分まで
 休日（土・日・祝日） 8時30分から翌日朝8時30分まで

窓 □ **電話** 048-723-8699（ハローキューキュー）

埼玉県総合リハビリテーションセンター

概要 リハビリテーション病院、障害者支援施設・健康増進施設、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、高次脳機能障害者支援センターを設置し、医療から職業訓練まで総合的なリハビリテーションを行っています。

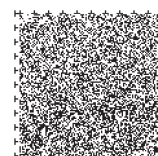
窓 □ **所在地** 上尾市西貝塚148-1 **電話** 048-781-2222

埼玉聴覚障害者情報センター・聴覚障害者相談員

概要 専門の相談員が聴覚障害者の社会的自立支援のために、来所・訪問にて主に次のような相談や情報提供を行っています。

（1）生活相談 （2）精神保健福祉相談 （3）聞こえない子に関する相談
 （4）法律 （5）医療

窓 □ **埼玉聴覚障害者情報センター** **所在地** さいたま市浦和区北浦和5-6-5浦和合同庁舎別館
聴覚障害者相談員 **電話** 048-814-3353 **FAX** 048-814-3355



(1) 在宅生活の支援

1 在宅生活を支えるサービス

※以下のサービスを利用する場合は、相談支援事業所や市役所障害福祉課にお問い合わせください。

居宅介護(ホームヘルプ)

総合支援法：介護給付

自宅で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

対象者 障害支援区分1以上の方
一部障害支援区分2以上必要な場合があります。

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

重度訪問介護(ホームヘルプと移動の支援等)

総合支援法：介護給付

自宅での食事、入浴、排せつの介護、外出時における介護などを総合的にを行います。

対象者 障害支援区分4以上の方(重度の肢体不自由者等で常に介護が必要な方など)

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

重度障害者等包括支援(在宅生活の総合的な支援)

総合支援法：介護給付

居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。

対象者 障害支援区分6の方(寝たきり状態等の介護の必要性がとて高い方など)

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

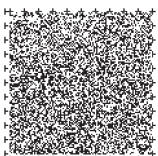
短期入所(ショートステイ)

総合支援法：介護給付

自宅で介護する人が介護できない場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

対象者 障害支援区分1以上の方

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588



療養介護(旧進行性筋萎縮症者療養等給付)

総合支援法：介護給付

医療機関において、療養と必要な訓練・介護を行います。

対象者 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする方で次に該当する方

- ①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障害支援区分が区分6
- ②筋ジストロフィー患者、重症心身障害者または医療的ケアが必要な一部の障害者であって、障害支援区分が区分5以上

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

生活介護(施設通所による生活の支援)

総合支援法：介護給付

施設内において、食事、入浴、排せつなどの介護や、軽作業等の生産活動・創作的活動の機会提供など、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るための支援を行います。

対象者 地域や入所施設で生活を営むために常に介護などの支援が必要な次の方

- ・障害支援区分3（施設入所の場合は区分4）以上の方
- ・年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2（施設入所の場合は区分3）以上の方

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

施設入所支援(施設へ入所することによる生活の支援)

総合支援法：介護給付

入所施設において、食事、入浴、排せつなどの介護、生活等に関する相談及び助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。※施設の受入れ状況により、決定までに時間を要します。

対象者 在宅で生活することが困難であり、常に介護などの支援が必要な方

- ・障害支援区分4以上の方
- ・年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分3以上の方

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

共同生活援助(共同生活を営む住居による支援)

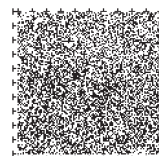
総合支援法：訓練等給付

共同生活を営む住居において、食事、入浴、排せつなどの介護、生活等に関する相談及び助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

外部サービス利用型・介護サービス包括型・日中サービス支援型の計3種類の形態があります。

対象者 在宅で生活することが困難であり、支援が必要な方

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588



地域移行支援

総合支援法：相談支援

退所・退院後の住居の確保、その他の地域生活へ移行するための活動に関する相談などを提供します。

対象者 施設などに入所している障害者や病院に入院している精神障害者

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

地域定着支援

総合支援法：相談支援

単身でお住まいの人などとの間に常時の連絡体制を確保し、緊急時などに相談などの便宜を提供します。

対象者 地域において単身で生活している障害者や家庭の状況により同居している家族から支援を受けられない方

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

計画相談支援

総合支援法：相談支援

障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用ができるよう、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を提供します。

対象者 障害福祉サービスを現に利用している方や、新たに障害福祉サービスを利用しようとする方、地域相談支援を利用している方など

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

児童発達支援(施設通所による指導・訓練)

児童福祉法

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供します。

対象者 療育・訓練を必要とする未就学児

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

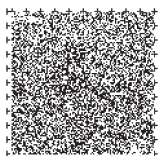
放課後等デイサービス(施設通所による指導・訓練)

児童福祉法

放課後や夏休みなどの休暇中において、生活能力の向上のために必要な支援や社会との交流の促進支援などを提供します。

対象者 療育・訓練を必要とする高校生までの就学児

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588



居宅訪問型児童発達支援 (訪問による支援)

児童福祉法

障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。

対象者 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

保育所等訪問支援 (訪問による支援)

児童福祉法

障害児が通う保育所等において、集団生活に適応するための支援や、施設のスタッフに対する支援を行います。

対象者 保育所などに通う児童

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

障害児相談支援

児童福祉法

通所給付にかかる利用意向などの事情を勘案し、利用する児童通所支援の種類及び内容などについて、「障害児支援利用計画」の作成及び見直しを行います。

対象者 児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用に係る児童及びその保護者

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

日中一時支援事業

総合支援法：地域生活支援事業

自宅で介護する人が介護できない場合に、一時的な日中活動の場を確保し、見守りなどの支援を行います。

対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方、障害者総合支援法における難病の方

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

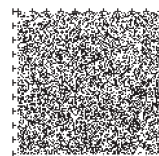
食事サービス

業者が1日1回、午前中に配達し、あわせて利用者の安否確認を行います。

【利用料金】 1食 400円

対象者 在宅の65歳未満の方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの所持者、または指定難病受給者のうち、当該障害により日常的に食事を欠くことが常態となっている方。

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588



訪問入浴サービス

総合支援法：地域生活支援事業

月8回（7、8月は12回）まで自宅に入浴サービス車を派遣し、入浴を行います。

対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの所持者、または指定難病受給者のうち、介護保険の対象とならない方、且つ家庭における入浴が困難な方

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

備考 1回につき、500円を自己負担していただきます。ただし、利用者及びその配偶者が市民税非課税（利用者が障害児の場合は、その属する世帯が市民税非課税世帯）の場合、自己負担金が免除されます。

ふとん乾燥・丸洗い

ふとん乾燥を月1回、丸洗いを年1回行います。費用は無料です。

対象者 在宅の65歳未満の身体障害者がいる低所得世帯で、家族がその介護を行えないなどのため、ふとんの乾燥や丸洗いの困難な方

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

紙おむつ支給

業者が月1回、紙おむつなどを配達します。枚数には上限があります。

対象者 ①身体障害者1級、2級の方または療育手帳④、Aの方で当該障害により自力で排せつ処理の困難な満3歳から65歳未満の方
②介護保険法で規定する第2号被保険者（40歳から64歳まで）
③難病患者等
上記①～③のいずれかに該当し、常時紙おむつなどが必要な在宅の方（市内居住者に限る）

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

障害児(者)生活サポート事業

市に登録した団体が、障害者の一時預かり、介護人の派遣、障害者の送迎や外出援助などのサービスを行います。利用にあたり、利用料の負担と利用時間の上限があります。

対象者 ①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている方
②知的障害者更生相談所または児童相談所において知的障害と判定された方
③医師により②と同程度の発達に障害があると判定された方
④難病患者等
上記①～④のいずれかに該当し、市に登録された在宅の方

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

備考 負担した利用料の一部を市で助成します。利用時間の上限は登録者1人につき1年度あたり150時間です。

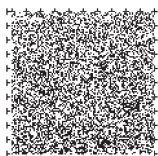
地域活動支援センター

総合支援法：地域生活支援事業

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流活動などを行います。

対象者 身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、難病患者など

窓 **やすらぎ亭** 電話 442-3824 FAX 447-0751
ハーモニー 電話・FAX 445-9500
シンフォニー 電話・FAX 299-9341



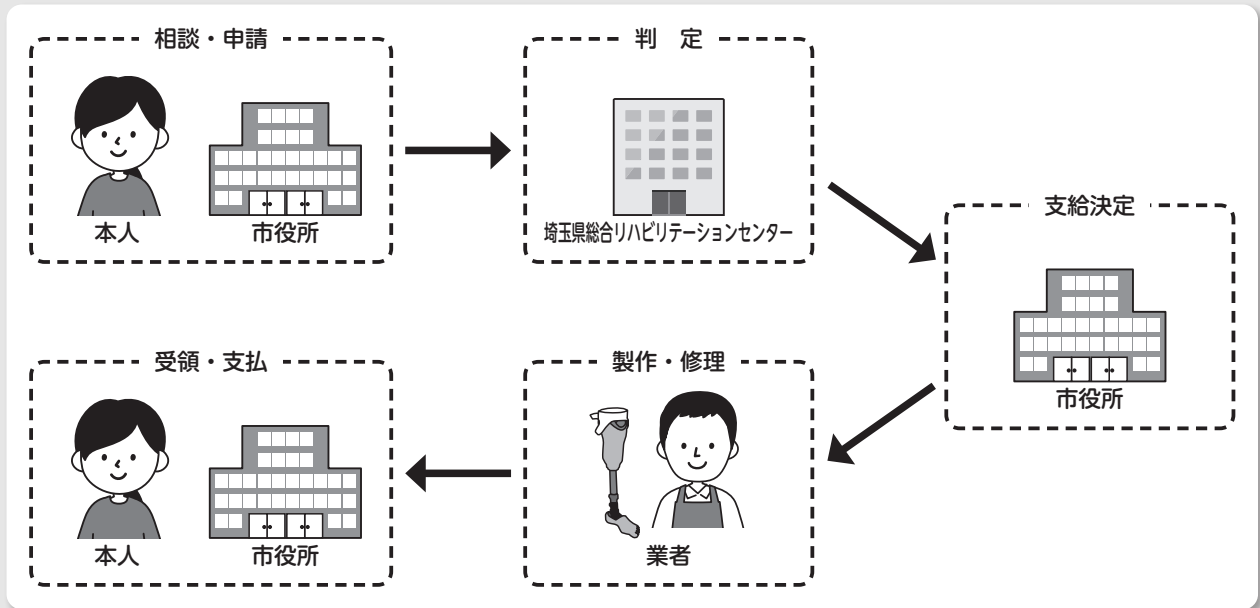
2 補装具・日常生活用具

※障害の内容・程度などにより、支給条件が異なります。また、介護保険による福祉用具貸与制度の適用が優先される場合があります。

補装具費の支給

総合支援法：補装具

身体に装着（装用）することにより、失われた身体機能を補完または代替して、日常生活を容易にするために長期間にわたり継続的に使用される補装具の購入または修理に要した費用について、補装具費の支給を行っています。



窓 □ 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

- 備考**
- ・補装具には価格や耐用年数の基準があります。
 - ・本人や家族の所得により費用の自己負担がありますが、市の助成制度があります。また、所得により対象外となることがあります。（障害者またはその配偶者のうち、最多納税者の市民税所得割額が46万円以上）
 - ・事前に決定が必要になりますので、あらかじめ相談してください。

日常生活用具の給付

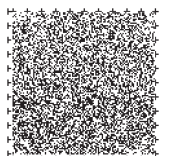
総合支援法：地域生活支援事業

日常生活に必要な各種用具（日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促すもので、実用性が認められ、一般的に普及していないもの）の取得の際に市が費用の一部を助成します。用具の種類などは次表（日常生活用具一覧）のとおりです。

対象者 身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（発達障害や高次脳機能障害の方も含む）、難病にり患している方で次表の要件を満たす方

窓 □ 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

- 備考**
- ・日常生活用具には価格や耐用年数の基準があります。
 - ・事前に決定が必要になりますので、あらかじめご相談ください。



戸田市難聴児補聴器購入費等助成事業

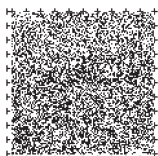
身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費及び修理費の一部を助成します。(満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)

窓 □ 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

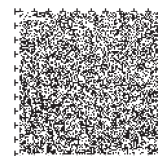
備考 ・事前に決定が必要になりますので、あらかじめ相談してください。

日常生活用具一覧

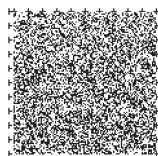
区分	種目	対象者
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	①下肢または体幹機能障害2級以上 ②難病患者等は上記に準ずる。 ※18歳以上
	特殊マット	①下肢または体幹機能障害1級(常時介護を要する人に限る) (障害児の場合は、2級以上) ②重度または最重度の知的障害者 ③難病患者等は①に準ずる。 ※原則として3歳以上
	特殊尿器	①下肢または体幹機能障害1級(常時介護を要する人に限る) ②難病患者等は上記に準ずる。 ※原則として学齢児以上
	入浴担架	①下肢または体幹機能障害2級以上(入浴に当たって家族など他人の介助を要する人に限る) ②難病患者等は上記に準ずる。 ※原則として3歳以上
	体位変換器	①下肢または体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族など他人の介助を要する人に限る) ②難病患者等は上記に準ずる。 ※原則として学齢児以上
	移動用リフト	①下肢または体幹機能障害2級以上 ②難病患者等は上記に準ずる。 ※原則として3歳以上
	訓練いす	下肢または体幹機能障害2級以上 ※18歳未満(原則として3歳以上)
	訓練用ベッド	①下肢または体幹機能障害2級以上 ②難病患者等は上記に準ずる。 ※原則として学齢児以上
自立生活 支援用具	入浴補助用具	①下肢または体幹機能障害者で、入浴に介助を必要とする人 ②難病患者等は上記に準ずる。 ※原則として3歳以上
	便器	①下肢または体幹機能障害2級以上 ②難病患者等は上記に準ずる。 ※原則として学齢児以上
	頭部保護帽	①肢体不自由、体幹機能または平衡機能の障害により身体障害者手帳の交付を受けている人 ②精神疾患または重度・最重度の知的障害者で、てんかんの発作などにより頻繁に転倒する人
	歩行補助杖 (T字状または棒状)	①肢体不自由、体幹機能または平衡機能の障害により身体障害者手帳の交付を受けている人 ②難病患者等は上記に準ずる。



区分	種目	対象者
自立生活 支援用具	移動・移乗 支援用具	①平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動などにおいて介助を必要とする人 ②難病患者等は上記に準ずる。 ※原則として3歳以上
	特殊便器	①上肢障害2級以上 ②重度または最重度の知的障害者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な人 ③難病患者等は①に準ずる。 ※原則として学齢児以上
	火災警報器	重度または最重度の知的障害者、重度の精神障害者及び身体障害等級2級以上及び難病患者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯）
	自動消火器	重度または最重度の知的障害者、重度の精神障害者及び身体障害等級2級以上及び難病患者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯）
	電磁調理器	①視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ②重度または最重度の知的障害者 ③重度の精神障害者 ※18歳以上
	歩行時間 延長信号機用 小型送信機	視覚障害2級以上 ※原則として学齢児以上
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯） ※18歳以上
	視覚障害者用 誘導装置	視覚障害者のうち、音声による誘導を必要とする人
	携帯用信号装置	聴覚障害者のうち、視覚・触覚によらなければ呼出しなどに応じることができない人
	トイレチェアー	頸髄損傷などにより、通常の便座上で座位を保てない身体障害者
	車椅子用 段差昇降機	常時車椅子を使用する身体障害者
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う人 ※原則として3歳以上
	ネブライザー	①呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障害者であって、必要と認められる人 ②難病患者等は上記に準ずる ※原則として学齢児以上
	電気式 たん吸引器	
	酸素ボンベ 運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う人 ※18歳以上
	視覚障害者用 体温計（音声式）	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ※原則として学齢児以上
	視覚障害者用 体重計	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）※18歳以上
	視覚障害者用 血圧計	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）※18歳以上
	動脈血中酸素 飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	①人工呼吸器の装着が必要な人 ②難病患者等は上記に準ずる



区分	種目	対象者
在宅療養等 支援用具	人工呼吸用 自家発電機・ 人工呼吸器用 外部バッテリー	①身体上の障害（呼吸器又は心臓機能障害）の程度が1級又は3級である ものであって人工呼吸器を装着している人 ②難病患者等で人工呼吸器を使用している人
	携帯用会話 補助装置	音声機能もしくは言語機能障害者または肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する人 ※原則として学齢児以上
情報・ 意思疎通 支援用具	情報・通信 支援用具	①視覚障害2級以上 ②上肢障害2級以上であって、情報機器（パーソナルコンピュータ）の使用により社会参加が見込まれる人 ※原則として学齢児以上
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上 ※原則として学齢児以上
	点字器	視覚障害者
	点字 タイプライター	視覚障害2級以上（本人が就労もしくは就学しているかまたは就労が見込まれる人に限る）
	視覚障害者用 ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上 ※原則として学齢児以上
	視覚障害者用 活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる人 ※原則として学齢児以上
	視覚障害者用 触読時計	視覚障害2級以上 ※原則として学齢児以上
	視覚障害者用 音声時計	視覚障害2級以上であって、原則として手指の触覚に障害があるなどのため触読式時計の使用が困難な人 ※原則として学齢児以上
	聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害者または発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人 ※原則として学齢児以上
	聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となる人
	人工喉頭	音声機能または言語機能障害者であって、本器を使用することにより発声・発語が可能となる人
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者
	文字放送ラジオ	聴覚障害者のうち、文字による情報を必要とする人
	排せつ管理 支援用具	ストマ用具 (蓄便袋、蓄尿袋)
ストマ代用品 (紙おむつ等)		ストマ造設者のうちストマ用具が医学的に適合せず、紙おむつを必要とする人または脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な人
収尿器		肢体不自由または体幹機能障害を有する人のうち、脊髄損傷などにより排尿障害のある人
居宅生活 動作補助用具	居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	①下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって、障害等級3級以上の人（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の人） ②難病患者等は上記に準ずる。 ※原則として学齢児以上



(1) 移動を支援するサービス

同行援護

総合支援法：介護給付

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方の外出に同行し、移動に必要な情報の提供（代読・代筆を含む）、移動の援護などを行います。

対象者 視覚障害のある方

窓 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

行動援護

総合支援法：介護給付

知的障害や精神障害により、移動に著しい困難を有する方の外出時や外出の前後に、危険を回避するために必要な支援を行います。

対象者 障害支援区分3以上の方で知的障害や精神障害（発達障害や高次脳機能障害も含む）により行動上著しい困難を有し、常時介助を要する方

窓 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

移動支援事業

総合支援法：地域生活支援事業

社会生活上必要不可欠な移動及び余暇活動等の社会参加のための移動の支援を行います。

(1) 社会生活上必要不可欠な移動

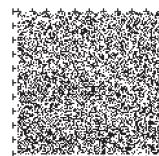
官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、日常生活上必要な買い物や、権利・義務に関する相談・手続きなど。（※利用者負担は、減免されます。）

(2) 余暇活動等の社会参加のための移動

各種行事、余暇・スポーツ活動などへの参加、ボランティア活動、映画鑑賞・観劇や、通学・通所のための一時的・緊急的な利用など。

対象者 療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている方、発達障害と診断された方、外出時に支援が必要な全身性障害者（児）

窓 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588



福祉タクシー利用券または福祉ガソリン利用券の交付

次の①または②のいずれかを選択できます。

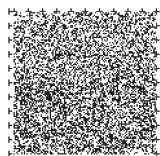
- ①**福祉タクシー利用券**：初乗運賃額に相当する券を1年度当たり48枚交付します。
- ②**福祉ガソリン利用券**：1回の給油につき2,000円を補助する券を1年度当たり12枚交付します。
(障害者本人または同居の家族が所有する個人名義の自家用車に使用する燃料費のみ)
※①・②共に年度途中で申請した場合、申請月により交付枚数が異なります。

対象者 身体障害者手帳1級、2級の方または療育手帳(A)、Aの方

窓口 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

利用方法 乗車時または給油時に身体障害者手帳または療育手帳を提示し、利用券を1回につき1枚(福祉タクシー券は乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額であった場合は2枚まで)ご使用ください。福祉タクシー利用券は、埼玉県または戸田市と協定を締結しているタクシー会社のみ、福祉ガソリン利用券は、協力ガソリンスタンドのみ利用可能です。

備考 福祉タクシー利用券とタクシー料金の割引は併用できません(56ページ「タクシー料金」参照)。
福祉ガソリン利用券使用時の給油価格は、店頭表示価格と異なる場合があります。給油前にガソリンスタンドへご確認ください。



リフト付自動車の貸出し

リフト付自動車を無料で貸出します。

対象者 身体障害者手帳の1級から3級を持っている方で、自力で移動することが困難な方及び同程度の障害のある方

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

備考

- ・レジャー・レクリエーション等での利用が対象です。通院での利用は原則できません。
- ・有料道路料金、駐車料金、燃料費等は自己負担です。
- ・1回あたりの利用は、12時間以内（午前8時から同日午後8時まで）です。
- ・リフト付自動車の利用回数は、1年度12回までです。
- ・4回（2泊3日）を限度として、連続使用することができます。

身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)

身体障害者補助犬を適切に利用することによって行動範囲を拡大し、社会参加、自立に役立てることができる方に給付します。

対象者 1級の視覚障害者（盲導犬）、1級から2級の肢体不自由者（介助犬）、2級の聴覚障害者（聴導犬）

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

(2) 自家用車・運転免許取得支援等

埼玉県警察「安全運転相談窓口」

安全運転相談窓口では、以下の相談、検査、指導及び助言を予約制で受け付けています。

- ①心身に障害のある方で新たに運転免許の取得を希望している場合
- ②既に運転免許を取得している方で心身に障害が生じた場合

詳しくは下記窓口へお問い合わせください。

【受付時間】 月曜日から金曜日 午前9時から午後3時まで（祝日・年末年始を除く）

窓 **埼玉県警察運転免許センター1階 安全運転相談室**

所在地 鴻巣市鴻巣405-4 電話 048-543-2001（音声ガイダンス4番） FAX 048-543-7727

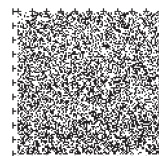
自動車運転免許取得費補助

障害者が自動車運転免許を取得しようとするとき、免許の取得により、社会参加の促進が見込まれる場合、最大18万円を限度に費用の一部を補助します。

※事前の申請が必要です。補助金交付決定前の代金は補助対象外です。

対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方、障害者総合支援法における難病等の方

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588



自動車改造費補助

障害者で通勤などのために自らが所有、運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する場合、10万円を限度に費用の一部を補助します。

※事前の申請が必要です。補助金交付決定前の代金は補助対象外です。

対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方、障害者総合支援法における難病等の方

窓 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

介護者用自動車改造費補助

自動車を自ら運転することができない在宅の障害者のために、移動や乗降、乗車中の安定した姿勢の保持および介護の軽減のために、所有する自動車を改造または新たに自動車を購入する場合（購入の場合は、改造のない同型車との差額とする）、20万円を限度に費用の一部を補助をします。

※事前の申請が必要です。補助金交付決定前の代金は補助対象外です。

対象者 ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方
②障害者総合支援法における難病等の方
③障害者と生計を同じくする市内に居住している方
上記①～③のいずれかに該当する方

窓 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

備考 ・自動車の所有者が、市税の滞納がある場合は対象外です。
・1台につき、1回のみ対象です。

「駐車禁止(障がい者に対するもの)」の除外

警察署等から交付された標章を自動車に掲げることにより原則として指定禁止場所（法定禁止場所除く）駐車禁止の対象から除外されます。障がい区分・等級に要件がございます。詳しくは、警察署にお問い合わせください。

受付時間 平日9時から16時15分まで

窓 蕨警察署 所在地 蕨市錦町1-12-21 電話 048-444-0110 FAX 048-444-0110

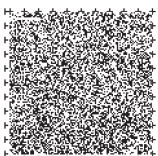
埼玉県思いやり駐車場制度(パーキング・パーミット制度)

障害のある方や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。

対象者 ●車椅子使用者の方 ●その他の高齢者、障害者等の方 ●妊産婦、けが人等の方

窓 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

備考 交付基準がありますので、申請される場合は事前にお問い合わせください。



(3) 権利擁護

福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)

判断能力が不十分な知的障害、精神障害のある方などが安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要な手続き・お金の出し入れのお手伝いをします。

対象者 判断能力が不十分な知的障害者・精神障害者（発達障害や高次脳機能障害の方も含む）

窓 □ **社会福祉法人 戸田市社会福祉協議会** 電話 452-8207 FAX 442-3996

利用方法 利用を希望される方は、電話・窓口までご相談ください。専門員が訪問・相談し、利用希望者と支援計画を作成します。サービスの利用にあたっては契約が必要です。

戸田市日常生活自立支援事業利用料金助成

福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）を利用する方に対し、助成金を交付します。

対象者 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方、介護保険の要介護認定において要支援以上の方

窓 □ **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

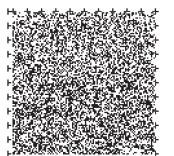
成年後見制度利用支援事業

成年後見制度に関する次の支援を行います。

①成年後見人等の審判の申立ておよび申立てに要する費用の負担 ②成年後見人等の報酬の補助

対象者 ①本人、配偶者および4親等以内の親族が成年後見人等の申立てをできない方
②成年後見人等が親族以外かつ住所要件と経済的要件を満たしている方

窓 □ **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588



6

機能回復・生活訓練をしたいときは

自立訓練(機能訓練)

総合支援法：訓練等給付

身体能力・生活能力の維持・向上などのための歩行訓練や家事などの訓練を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

対象者 地域生活を営む上で、一定の支援が必要な障害者

窓 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

自立訓練(生活訓練)

総合支援法：訓練等給付

食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整など、地域生活への移行に向けた支援を行います。

対象者 地域生活を営む上で一定の支援が必要な障害者

窓 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

宿泊型自立訓練

総合支援法：訓練等給付

施設を一時的な居住の場とし、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

対象者 自立訓練対象者のうち、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者

窓 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

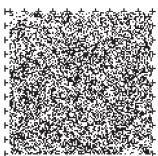
自立生活援助

総合支援法：訓練等給付

ひとり暮らしをする障害者の居宅への電話や訪問により、障害者の理解力、生活力を補完し、適切な支援を行います。

対象者 障害者支援施設や共同生活援助、精神科病院等から、地域でのひとり暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力に不安がある方

窓 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588



(1) 就労支援・職業訓練

就労移行支援

総合支援法：訓練等給付

事業所内での作業や実習、適性にあった職場探しなど、就労と職場定着に必要な支援を行います。

対象者 企業に雇用される事が可能と見込まれるが、単独で就職することが困難な障害者

窓 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

就労継続支援(A型)

総合支援法：訓練等給付

雇用契約に基づき、就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

対象者 一般企業での就労が困難な障害者

窓 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

就労継続支援(B型)

総合支援法：訓練等給付

雇用契約を結ばずに、就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

対象者 一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している障害者

窓 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

就労定着支援

総合支援法：訓練等給付

働いている障がい者に対する、一般就労に伴う生活面での課題解決に向けて、必要な支援を行います。

対象者 就労移行支援、就労継続支援、自立訓練等を利用して一般就労した障害者

窓 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

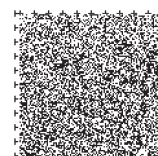
就労選択支援

総合支援法：訓練等給付

就職先や働き方について、適切な進路選択ができるよう自身の希望、能力、適性などを客観的に把握し、より良い就労選択ができるよう支援を行います。

対象者 就労移行支援、就労継続支援を利用している方や利用したい方

窓 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588



更生訓練費

総合支援法：地域生活支援事業

就職や自立のために訓練している方が、訓練を効果的に受けることができるように、更生訓練費を支給します。

対象者 就労移行支援または自立訓練を利用している方で支給決定時の利用者負担額の上限月額が0円の方

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

障害者通所施設利用者負担額扶助

障害者通所施設利用者の負担を軽減し、就労を促進するため、利用者負担額分の金額を支給します。

対象者 障害者通所施設を利用している方

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

障害者就職支度金

就職等に向けて訓練している方が、訓練を終了して就職等をする際に、支度金を支給します。

対象者 就労移行支援または就労継続支援を利用している方で、就職または自営により利用が終了した方

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

備考 同じ方が1年以内に2回以上支給を受けることはできません。

戸田市障害者就労支援センター

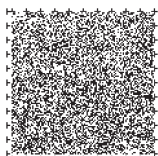
概要 障害のある方の就労に関する相談に応じ、就職のための準備や就職活動の手伝い、職場に定着するための支援などを行います。障害者雇用を検討されている企業・事業所からの相談も受け付けております。

窓 **所在地** 戸田市笹目2-9-1（かがやき2階） 電話 471-9333 FAX 471-9334

障害者就業・生活支援センターみなみ

概要 障害者の就業面及び生活面について、一体的な相談支援を行います。

窓 **所在地** 戸田市大字新曽1993-21 カーサ・フォルテ北戸田（1階）
電話 432-8197 FAX 229-3950



埼玉障害者職業センター

概要 障害者の就職と雇用の安定を図るため、障害者及び事業主に対し、公共職業安定所や地域の就労支援機関等と連携して支援を行います。
就職や職場定着、職場復帰に向けての相談、職業評価、職業準備支援、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援、職場復帰支援（リワーク支援）等のサービスを提供しています。

窓 □ **所在地** さいたま市桜区下大久保136-1 **電話** 048-854-3222 **FAX** 048-854-3260

職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業

聴覚訪問者向け訪問型

職場適応援助者（以下、「ジョブコーチ」という。）は、聴覚障害のある方が長く働き続けられるよう、聴覚障害のあるご本人・企業（事業主）・ご家族の「かけ橋」となって相互の理解を深め、働きやすい環境づくり（コミュニケーション、仕事の進め方など）の支援をします。

他、就労活動のサポートなども行っています。

詳しくは埼玉聴覚障害者情報センターまでお問合せください。

窓 □ **埼玉聴覚障害者情報センター** **電話** 048-814-3353 **FAX** 048-814-3355

就労支援事業

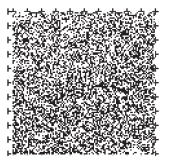
就労支援とは、聴覚障害（重複障害を含む）のある人が一般企業で働けるように就職活動、職場定着までをサポートすることを目的としています。

気分障害などの精神疾患を原因として休職している人で、職場復帰を目指す人もサポートします。

- ・聴覚障害者相談支援（就労準備支援・生活支援）
- ・外部企業様の職場見学、実習支援、面接同行支援
- ・職場復帰支援（リワーク支援）

詳しくは埼玉聴覚障害者情報センターまでお問い合わせください。

窓 □ **埼玉聴覚障害者情報センター** **電話** 048-814-3353 **FAX** 048-814-3355



(2) 技能訓練・資格

ハローワーク川口(公共職業安定所)

仕事を探している障害者を対象に、障害者の方の就職などについては⑦番窓口（障害者担当）を設け、専門の職員が相談から職業紹介、就職後のアフターケアまで一貫したサービスを行っています。

窓 □ 所在地 川口市青木3-2-7 電話 048-251-2901 (45#)

障害者トライアル雇用事業

原則3カ月のトライアル雇用を通じ、事業主に対し障害者雇用に関する理解を深めてもらうとともに、きっかけを作ることにより、障害者の雇用機会の創出を図ります。

対象者 公共職業安定所に求職登録している障害者で、一定の要件を満たしている方

障害者職業能力開発校

障害者が就職・自立できるよう、その能力に適した職業訓練を行います。訓練期間は科目により6カ月から2年です。寄宿舍もあります（入寮者の食事等は自己負担）。

学校名	所在地等
中央障害者職業能力開発校 (国立職業リハビリテーションセンター)	所沢市並木4-2 電話 04-2995-1711 FAX 04-2995-1052
東京障害者職業能力開発校	小平市小川西町2-34-1 電話 042-341-1411 FAX 042-341-1451

窓 □ ハローワーク川口 電話 048-251-2901 FAX 048-251-3664

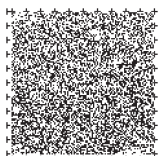
職業能力開発センター

職業能力開発促進法に基づき、様々な職業訓練を実施しています。

- ・ 障害者の方等を対象に、センター内で行う「施設内訓練」
- ・ 民間教育訓練機関等に委託して行う「委託訓練」
- ・ 在職者の方を対象に行う「技能向上訓練（技能講習）」

詳しくは、下記へお問い合わせください。

窓 □ 職業能力開発センター 電話 048-651-3122 FAX 048-651-3114
ハローワーク川口 電話 048-251-2901 FAX 048-251-3664



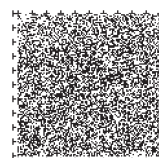
(1) 特別支援学級等

市内の特別支援学級(令和7年12月31日現在の設置状況)

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 種別		
			知的障害	自閉症・情緒障害	
小学校	戸田第一小学校	上戸田3-7-5	442-2268	設置	設置
	戸田第二小学校	喜沢南2-2-37	442-2675	設置	設置
	新曽小学校	新曽南2-13-8	442-2774	設置	設置
	美谷本小学校	美女木7-11-3	421-3010	設置	設置
	笹目小学校	笹目6-9-1	421-3524	設置	設置
	戸田東小学校	下戸田1-11-15	442-3911	設置	設置
	戸田南小学校	本町4-8-2	442-6384	設置	設置
	喜沢小学校	喜沢1-48-6	442-6383	設置	設置
	笹目東小学校	笹目3-17-12	421-6674	設置	設置
	新曽北小学校	新曽1367	442-3849	設置	設置
	美女木小学校	美女木2-33-1	421-1037	設置	設置
芦原小学校	新曽1961	420-2226	設置	設置	
中学校	戸田中学校	本町5-8-46	442-2627	設置	設置
	戸田東中学校	下戸田1-11-15	442-5844	設置	設置
	美笹中学校	美女木5-12-6	421-3011	設置	設置
	喜沢中学校	喜沢南1-6-29	444-6400	設置	設置
	新曽中学校	新曽1448	443-4512	設置	設置
	笹目中学校	笹目4-38-1	421-1462	設置	設置

※令和8年4月1日以降、変更となる可能性があります。

窓 □ 市役所教育委員会学務課 電話 441-1800 FAX 443-9033



難聴・言語通級指導教室(ことばの教室)

窓 在籍する市内各校

発達・情緒通級指導教室(フレンドリールーム)

窓 在籍する市内各校

(2) 特別支援学校

視覚障害

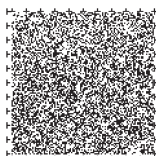
学校名	所在地・連絡先	最寄駅
県立特別支援学校 塙保己一学園	川越市笠幡85-1 電話 049-231-2121 FAX 049-239-1015	川越線「笠幡駅」下車 徒歩20分

聴覚障害

学校名	所在地・連絡先	最寄駅
県立特別支援学校 大宮ろう学園	さいたま市北区植竹町2-68 電話 048-663-7525 FAX 048-660-1906	宇都宮線「土呂駅」下車 徒歩8分

病弱児

学校名	所在地・連絡先	最寄駅
県立けやき特別支援学校 (小学部・中学部)	さいたま市中央区新都心1番地2 電話 048-601-5531 FAX 048-601-1588	京浜東北線・宇都宮線・ 高崎線「さいたま新都心駅」 下車徒歩7分
県立蓮田特別支援学校 (高等部)	蓮田市黒浜4088-4 電話 048-769-3191 FAX 048-765-1501	宇都宮線「蓮田駅」下車、 東埼玉病院・江ヶ崎馬場行バス 「東埼玉病院」下車徒歩5分



肢体不自由

学校名	所在地・連絡先	最寄駅
県立和光特別支援学校	和光市広沢4-3 電話 048-465-9770 FAX 048-460-1017	東武東上線「和光市駅」下車 徒歩23分 または、司法研修所行バス 「西大和団地」下車徒歩8分

知的障害

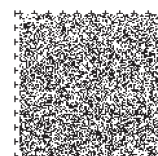
学校名	所在地・連絡先	最寄駅
県立和光南特別支援学校 (小学部・中学部)	和光市広沢4-5 電話 048-465-9780 FAX 048-460-1016	東武東上線「和光市駅」下車 徒歩25分 または、司法研修所行バス 「西大和団地」下車徒歩10分
県立戸田かけはし高等特別支援 学校	戸田市新曽1093-1 電話 048-299-7919 FAX 048-431-0555	埼京線「戸田駅」徒歩10分
県立特別支援学校 さいたま桜高等学園	さいたま市桜区上大久保519-7 電話 048-858-8815 FAX 048-858-8832	京浜東北線「北浦和駅」下車、 大久保方面行バス「大久保団地東」 下車すぐ 埼京線「南与野駅」下車、 埼玉大学行バス「大泉院通り」 下車徒歩5分
県立大宮北特別支援学校 さいたま西分校 (高等部)	さいたま市西区西遊馬1601 電話 048-620-5251 FAX 048-620-5270	川越線「指扇駅」下車徒歩15分
埼玉大学教育学部附属 特別支援学校	さいたま市北区日進町2-480 電話 048-663-6803	川越線「日進駅」下車徒歩12分

備考 近隣市の学校のみ掲載しています。その他の通学可能な学校については埼玉県教育委員会のホームページをご参照ください。

(3) 特別支援教育就学奨励費

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ就学に要する経費の全部または一部が支給されます。

窓 □ 《特別支援学級》市役所教育委員会学務課 電話 441-1800 FAX 443-9033
《特別支援学校》該当の特別支援学校までお問い合わせ下さい。



9 手当・年金・貸付

(1) 手当 ※支給額は令和8年4月1日時点

特別障害者手当

月額 30,450円 (2、5、8、11月に支給)

対象者 精神または身体の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある在宅の20歳以上の方（おおむね身体障害者手帳の2級障害が2つ以上、1級障害及び3級障害が2つ以上程度の障害を有する方）

窓 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

備考

- ・施設入所中の方、3カ月以上病院に入院している方、本人・配偶者等の所得が一定以上ある方は支給されません。
- ・診断書等の内容により審査を行うため、障害者手帳をお持ちでない方（例：要介護認定者など）も対象となる場合があります。条件に該当すると思われる方はご相談ください。

障害児福祉手当

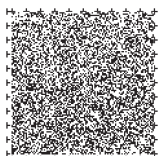
月額 16,560円 (2、5、8、11月に支給)

対象者 20歳未満の方で、おおむね下記の各号のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1級または2級の一部の方、療育手帳のAの方
- ②精神障害（発達障害や高次脳機能障害も含む）、血液疾患等で①と同等の障害を有する方

窓 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

備考 施設に入所中の方、障害を支給事由とする公的年金を受給している方、扶養義務者等の所得が一定以上ある方は支給されません。



重度障害者等福祉金(難病等の受給者証の交付を受けた方も対象となります。)

月額 8,000円(7、11、3月に支給)

※ただし療育手帳B及び④の方は4,000円

対象者 次の各号の一つに該当する方

- ①身体障害者手帳1級または2級の方
 - ②療育手帳A(最重度)、A(重度)またはB(中度)の方
 - ③精神保健福祉手帳1級または2級の方
 - ④特定疾患等により患している方(注釈)
 - ⑤身体障害者手帳(肢体不自由)1級または2級で、かつ療育手帳A(最重度)またはA(重度)、もしくは同程度の判定を受けている方で、国が定めた特定医療行為(人工呼吸管理等)の基準に該当する20歳未満の方
- (注釈) 指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証又は県単指定難病医療受給者証の交付を受けた方

窓 □ **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

- 備考**
- ・申請を受け付けた月が支給開始月となります。
 - ・障害者本人が市民税を課税されている場合、施設に入所中の場合等は支給されません。
 - ・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給している方は支給されません(身体障害者手帳(肢体不自由)1級または2級で、かつ療育手帳AまたはA、もしくは同程度の判定を受けている方で、国が定めた特定医療行為(人工呼吸管理等)の基準に該当する20歳未満の方を除く)。

児童扶養手当

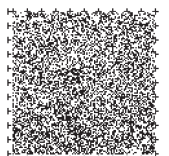
1、3、5、7、9、11月に2カ月分ずつ支給

	月額(全部支給)	月額(一部支給)
本体額	48,050円	48,040円から11,340円
第2子加算額	1人につき11,350円を加算	1人につき11,340円から5,680円を加算

- 対象者**
- ・父母の離婚などによって父または母と生計を同じくしていない児童を養育している父母等
 - ・父または母に一定の障害がある児童を養育している父母等
- ※児童とは18歳になった年の年度末(3月31日)までで、一定の障害のある場合は20歳未満

窓 □ **市役所子育て支援課** 電話 441-1800 FAX 432-8510

- 備考**
- ・受給資格者及び対象児童が公的年金を受けられることができるとき、児童が父または母の公的年金の額の加算の対象になっているとき、児童扶養手当と公的年金との差額分が受給できる場合があります。
 - ・児童が施設に入所中のときは支給されません。
 - ・所得制限があります。



特別児童扶養手当

4、8、11月に4カ月分ずつ支給

※以下は障害者手帳の級とは異なるものです。

1級（重度）の方 月額 58,450円（4、8、11月支給）

2級（中度）の方 月額 38,930円（4、8、11月支給）

対象者 精神または身体に一定の障害がある20歳未満の児童を養育している方

窓 **市役所子育て支援課** 電話 441-1800 FAX 432-8510

備考

- ・児童が障害を支給事由とする公的年金を受給しているときや児童が施設に入所中のときは支給されません。
- ・所得制限があります。

(2) 年金

障害厚生年金

請求方法等については下記窓口にお問い合わせください。【支給月】偶数月

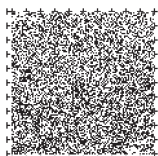
対象者 次の各号のいずれにも該当する方

①厚生年金の被保険者期間中に障害の原因となる病気やけがの初診日があること。ただし、保険料の納付期間等の要件があります。

②障害認定日（初診日から1年6カ月以内に治った（症状が固定した）日、または1年6カ月を経過した日）、障害認定日に障害の状態が軽くてもその後65歳の誕生日の前々日までに、障害等級表の1級、2級、3級に該当する障害の状態にあること。（身体障害者手帳の級とは別です）

※障害等級が1級～3級に該当しない場合、「障害手当金」に該当する場合があります。「障害手当金」のお問い合わせは、下記窓口をお願いします。

窓 **浦和年金事務所** 電話 048-831-1638 FAX 048-833-7019



障害基礎年金

障害基礎年金を受給するためには、日本年金機構での審査が必要です。審査には、障害年金専用の診断書（作成費用は自己負担）が必要です。その他にも、必要書類がありますので、下記窓口にお問い合わせください。

原則として、初診日から1年6カ月経過しないと申請できません。初診日から1年6カ月を経過した日が20歳未満の方は、20歳になったときに申請してください。申請をしても、必ず全員が受給できるとは限りません。

【参考】令和7年度支給額

年金障害1級の方：年額 1,039,625円

年金障害2級の方：年額 831,700円

※障害者手帳の等級ではありません。※最新の支給額は、日本年金機構ホームページで公開します。

対象者 障害が一定の基準以上であり、その障害の原因となった病気・けがについて、医師等の診察を初めて受けた日（初診日）に次の各号のいずれかに該当する方

- ①初診日の時点で、20歳未満・公的年金未加入の方
- ②初診日の時点で、20歳以上60歳未満の国民年金被保険者であり、年金保険料納付要件を満たしていること。
- ③初診日の時点で、日本国内に住所を有している60歳以上65歳未満の方で、過去に国民年金や厚生年金等の被保険者であり、年金保険料の納付要件を満たしていること。

窓 **市役所保険年金課** 電話 441-1800 FAX 433-2200

備考 障害年金を申請希望の方は、事前予約のうえ、市役所保険年金課で初回相談させていただきます。

特別障害給付金

【参考】令和7年度支給額

年金障害1級の方：月額 56,850円

年金障害2級の方：月額 45,480円

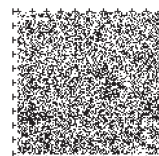
※障害者手帳の等級ではありません。※最新の支給額は、日本年金機構ホームページで公開します。

対象者 原則として、65歳までの方が対象で、次の各号のいずれかに該当する方

- ①平成3年3月以前、20歳以降学生のとときに国民年金に加入せず、その期間に障害が発生した方
- ②昭和61年3月以前、配偶者（夫または妻）が被用者年金（厚生年金または共済組合等）に加入しており、本人が国民年金任意加入制度の対象者だったが、国民年金に加入せず、その期間に障害が発生した方

窓 **市役所保険年金課** 電話 441-1800 FAX 433-2200

備考 特別障害給付金を請求希望の方は、事前予約のうえ、市役所保険年金課で初回相談させていただきます。



心身障害者扶養共済

心身障害者（児）を扶養している保護者が毎月掛金を掛けておき、保護者に万一のことがあったときに障害のある方に年金を給付するものです。

【支給額】 加入者（保護者）が死亡または著しい障害となった場合に、1口につき月額2万円が毎月支給されます。

【掛金月額】 掛金の月額は、加入時（または口数追加時）の年度の4月1日時点の加入者の年齢に応じて決まります。

加入者（保護者）の年齢	掛金（1口月額）円	加入者（保護者）の年齢	掛金（1口月額）円
35歳未満の方	9,300	50歳から54歳	18,800
35歳から39歳	11,400	55歳から59歳	20,700
40歳から44歳	14,300	60歳から64歳	23,300
45歳から49歳	17,300		

※1人2口まで加入できます。1口目、2口目ともそれぞれ加入してから20年以上掛けて、かつ65歳に達している方は掛金が免除されます。

対象者 【対象となる障害者（児）】

- ①知的障害があり、将来独立自活することが困難であると認められる方
- ②身体障害の程度が1級から3級までに該当し、将来独立自活することが困難であると認められる方
- ③精神または身体に永続的な障害のある方で、①、②と同程度と認められる方

【加入者】

- ①加入者（保護者）の年齢は、加入する年度の4月1日時点で65歳未満であること
- ②加入時、市内に住んでいること
- ③加入者は、特に疾病や障害がないこと

窓 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

備考 生活困窮者には減免制度があります。

心身障害者扶養共済掛金助成

戸田市独自事業

心身障害者扶養共済の1口目の掛金を助成します。（5月末、11月末支給）

対象者 心身障害者扶養共済制度に加入している方

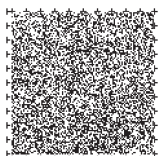
窓 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

(3) 貸付

生活福祉資金

他からの借入が困難な所得の少ない世帯、障害者世帯等を対象とし、生活の安定と経済的自立を図ることを目的として貸付けを行っています。資金の種類によって、貸付条件や必要書類が異なりますので、詳しくは下記の窓口にお問い合わせください。

窓 社会福祉法人 戸田市社会福祉協議会 電話 442-0309 FAX 442-3996



医療費の自己負担額を軽減する制度があります。

(1) 医療制度

自立支援医療(育成医療)

障害の除去・軽減のため、指定自立支援医療機関における入院及び通院等がかかった医療費（保険診療分）の自己負担額が原則1割になります。

対象者 18歳未満で身体に障害があり、手術、理学療法、歯科矯正等により、治療効果が期待できる児童（心臓、尿道、合指症、唇顎口蓋裂等）

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

備考 市民税の課税状況等によって、自己負担額の上限額が設定されます。対象外となることもあります。

自立支援医療(更生医療)

障害の除去・軽減のため、指定自立支援医療機関における入院及び通院等がかかった医療費（保険診療分）の自己負担額が原則1割になります。

対象者 身体障害者手帳が交付され、移植手術及び抗免疫療法、人工透析療法、抗HIV療法等により、治療効果が期待できる18歳以上の方

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

備考 市民税の課税状況等によって、自己負担額の上限額が設定されます。

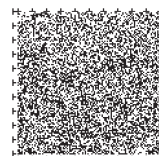
自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患に必要な治療を指定自立支援医療機関において通院により受けられた際の医療費（保険診療分）の自己負担額が原則1割になります。

対象者 精神疾患により、通院による継続した治療を受ける方

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

備考 ・市民税の課税状況等によって、自己負担額の上限月額が設定されます。
・自立支援医療受給者証（精神通院医療）には、有効期限（おおむね1年間）があります。再認定手続きは、有効期限の3カ月前からできます。



療養介護(旧進行性筋萎縮症者療養等給付)

総合支援法：介護給付

医療機関において、療養と必要な訓練・介護を行います。

- 対象者** 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする方で次に該当する方
- ①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障害支援区分が区分6
 - ②筋ジストロフィー患者、重症心身障害者または医療的ケアが必要な一部の障害者であって、障害支援区分が区分5以上

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

備考 市民税の課税状況等によって、自己負担額の上限月額が設定されます。ただし、上限月額よりも医療費（保険診療分）の1割相当分の金額の方が低い場合には、その金額を負担していただきます。

指定難病等医療費助成

対象の疾病により治療している方に対して医療費の助成を行います。

窓 **埼玉県南部保健所** 電話 048-262-6111

備考 市民税の課税状況等によって、自己負担の上限月額が設定されます。手続き等の詳細については、埼玉県南部保健所までお問い合わせください。

小児慢性特定疾病医療費助成

対象の疾病等により治療している18歳未満（18歳到達時点で給付を受けている方は、20歳の誕生日前日まで延長可能）の児童に対して、医療費の給付を行います。

窓 **埼玉県南部保健所** 電話 048-262-6111

備考 市民税の課税状況によって、自己負担の上限月額が設定されます。手続き等の詳細については、埼玉県南部保健所までお問い合わせください。

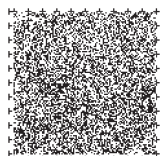
結核児童療育給付

入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を負担したり、学習用品や日用品の支給を行う制度です。

対象者 結核のため長期入院が必要な18歳未満の児童

窓 **埼玉県南部保健所** 電話 048-262-6111

備考 世帯の所得税額に応じて、自己負担金が生じます。



県立施設障害者歯科診療所への紹介予約制度

歯科医療に関する専門的な治療等が受けられる施設として、下記のとおり設置されています。

診療所名	電話番号
埼玉県総合リハビリテーションセンター歯科診療所（上尾市）	048-781-2222
埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所（草加市）	048-936-5088
埼玉県立嵐山郷（嵐山町）	0493-62-6221
埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所（朝霞市）	048-466-1411
埼玉県立皆光園障害者歯科診療所（深谷市）	048-573-2021
埼玉県歯科医師会口腔保健センター（さいたま市）	048-835-3210

対象者 地域の歯科医院で診療の結果、歯科医師により上記の埼玉県立施設障害者歯科診療所での受診がよいと判断された障害者（児）の方

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

手続き ①かかりつけ歯科医師がいる方は、歯科医師に紹介状を作成してもらい、上記診療所に直接申し込んでください。
②かかりつけ歯科医師がいない方は、診療予約申込書を市役所障害福祉課へ提出してください。後日診察日を連絡します。

埼玉県障害者歯科相談医

障害のある方（寝たきりの高齢者も含む）がより身近な地域で歯科治療が受けられるよう、埼玉県が実技を中心とした研修を行い、その修了者を指定したものです。

戸田市内の埼玉県障害者歯科相談医は以下のとおりです。

相談医氏名	診療所名	電話番号
鹿島 敏子	かしま歯科医院	048-441-5001
萩原 康夫	萩原歯科医院	048-422-1277

医療

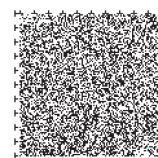
(2) 医療費に関する支援制度

ひとり親家庭等医療

医療機関に支払った医療費の一部を助成します。（所得制限あり）

対象者 母子・父子家庭などで、養育する児童が18歳に達した日の属する年度の3月末日までの児童（一定の障害がある児童は20歳未満まで）とその母または父またはその養育者

窓 **市役所子育て支援課** 電話 441-1800 FAX 432-8510



重度心身障害者医療費助成

病院等で診療を受けて各種保険制度による医療費を支払ったとき、自己負担分を助成します。(所得制限あり)

※ジェネリック医薬品(後発医薬品)の積極的なご利用をお願いいたします。

対象者 次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1級から3級の方
- ②療育手帳④、A、Bの方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の方(精神疾患に係る入院費用は助成対象外)
- ④精神障害者保健福祉手帳2級の方(助成対象は自立支援医療(精神通院医療)の自己負担分のみです。)
- ⑤65歳以上74歳未満で埼玉県後期高齢者医療広域連合の下記に定める障害等級の認定を受けた方
- ⑥75歳以上で下記の障害程度の状態である旨の市長の認定を受けた方
 - ・精神手帳1、2級
 - ・身体障害者手帳4級…音声・言語機能の著しい障害
 - ・身体障害者手帳4級…肢体不自由(下肢)で、以下に該当するとき
 - ・1号(両下肢のすべての指を欠くもの)
 - ・3号(1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの)
 - ・4号(1下肢の機能の著しい障害)

※65歳以上で初めて上記に該当する等級の手帳を取得した場合は、対象外

※本人所得が基準額(扶養なしの場合、366.1万円)を超えている場合は、支給停止

窓 □ 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588

精神障害者通院医療費一部助成

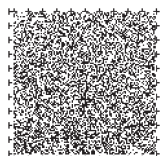
戸田市独自事業

自立支援医療(精神通院医療)制度の対象となった医療費の自己負担額の2分の1を助成します。

対象者 次のすべてにあてはまる方

- ①戸田市内に住所を有すること
- ②国民健康保険または社会保険の被保険者か被扶養者であること
- ③「自立支援医療受給者証(精神通院)」の交付を受けていること
- ④生活保護を受けていないこと
- ⑤子ども・重度心身障害者・ひとり親家庭等の医療費助成制度等で精神通院医療費の助成を受けていないこと

窓 □ 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588



緊急時連絡システム

重度心身障害者等の安全を確保し、不安を解消するため、緊急時に発信ができる相談機能がついた緊急通信機器とペンダント型発信機を貸与します。

対象者 65歳未満のひとり暮らしの重度心身障害者等及び同様の状態にある方

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

備考 利用者は、費用負担があります。

NET119・ファックス119

火災、急病、事故等の緊急事態が発生した時、スマートフォン等の携帯端末やFAXを利用し、消防へ音声によらない通報を行えるシステムです。NET119を利用するには、事前に利用登録が必要です。

詳細な情報については、右のQRコードからご確認ください。

FAXでの通報には「ファックス119通報書」が必要です。「ファックス119通報書」は市役所障害福祉課または市内各消防署窓口で配布しています。また市公式ホームページからもダウンロードできます。



窓 **消防本部警防課** 電話 420-2127 FAX 444-2118
緊急通報 (FAX可) 119

110番アプリ、FAX110番システム(警察)

視覚障害者等、音声による110番通報が困難な方は、スマートフォン等を利用して、文字や画像で警察に通報ができます。110番アプリ、FAX110番は、緊急通報専用システムですので、緊急以外の相談、照会などは、県警ホームページにある、ご意見、ご要望、ご相談などを受け付けるメールの利用をお願いします。

①110アプリ : 「110アプリ」で検索して、ダウンロード

②FAX110番 : 0120-264-110

※メール110番は、令和8年3月末で終了となりました。

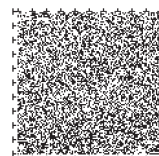
窓 **埼玉県警察本部地域部通信指令課** 所在地 さいたま市浦和区高砂3-15-1 電話 048-832-0110

災害用伝言ダイヤル(171)

地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

★災害用伝言ダイヤル：171

窓 **NTT東日本** 電話 116 (局番なし)



戸田市避難行動要支援者避難支援制度

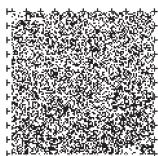
この制度は、大規模災害発生時における避難対策として、地域の方々に、一人で避難することが困難な高齢者や障害者（避難行動要支援者）の避難支援をお願いし、災害による犠牲者を少なくするための制度です。

※この制度へ登録したことで、必ず避難支援を受けることができるとは限りません。

- 対象者** 戸田市に住民登録があり、市内のご自宅で生活されている方で、次の①～⑨のいずれかに該当する方
- ①75歳以上のひとり暮らしの方
 - ②75歳以上の高齢者のみの世帯の方
 - ③要介護認定（要介護5・要介護4・要介護3）の方
 - ④高齢者サービス（食事・訪問理美容・移送・緊急時連絡システム）を受けている方
 - ⑤日中は1人で生活することが多い高齢者の方（日中独居）
 - ⑥身体障害者手帳総合等級（1級・2級）の方
 - ⑦療育手帳（A・A・B）の方
 - ⑧精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）の方
 - ⑨障害者サービス（食事・緊急時連絡システム）を受けている方

※①～⑨に該当しない方でも制度の対象となる場合がありますので、窓口までご相談ください。

窓 口 市役所危機管理防災課 電話 441-1800 FAX 433-2200



12 社会参加の促進

(1) 手話・通訳等

手話通訳者の派遣

[障害者総合支援法：地域生活支援事業]

聴覚や音声・言語機能障害のある方が、家庭生活や社会生活上で円滑なコミュニケーションを図るために、必要に応じ手話通訳者を派遣します。

対象者 ・市内在住の聴覚障害者等
・聴覚障害者等を対象とした事業を実施する公的機関及び公的団体、企業等

窓 □ 戸田市手話通訳者派遣事務所（戸田市立心身障害者福祉センター内）
電話 445-1828（兼用） FAX 441-5031（兼用）
メール todahaken@gmail.com

利用方法 手話通訳を必要とする日が決まったら、原則7日前までにFAX・電話・メールや窓口でお申し込みください。（緊急の場合は、当日でも受け付けます。）

手話通訳者の設置

[障害者総合支援法：地域生活支援事業]

市役所本庁舎内において、手話による意思疎通を保障するために、手話通訳者を設置しております。

対象者 手話通訳を必要とする方

窓 □ 市役所障害福祉課 電話 441-1800 FAX 444-5588
メール syogaifuku@city.toda.saitama.jp

利用方法 手話通訳者が不在の時もありますので、利用を希望される方は、事前にご連絡ください。

要約筆記者の派遣

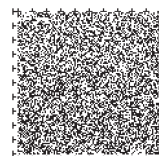
[障害者総合支援法：地域生活支援事業]

難聴者や中途失聴者など、手話でコミュニケーションを取れない方のために、話されている内容を要約し、文字として伝える「要約筆記者」を派遣します。医療機関受診や各種手続き、講演会等の際にご利用いただけます。

対象者 聴覚障害者及び聴覚障害者団体

窓 □ 埼玉聴覚障害者情報センター 電話 048-814-3353 FAX 048-814-3354

備考 ・必要とする日が決まったら、FAX・電話や窓口でお申し込みください。
・会議、イベントなどに派遣する場合は事前にお問い合わせください。



(2) 情報の提供サービス等

行政・議会の情報

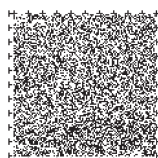
区分	内容	窓口
市広報紙	毎月の「広報戸田市」をデジ版で視覚障害者等の希望者に無償配布しています。	市役所市長公室 電話 441-1800 FAX 431-6790 戸田市立図書館 電話 442-2800 FAX 442-2801
市議会 広報紙	市議会の情報をわかりやすく掲載している「とだ議会だより」をデジ版で視覚障害者等の希望者に無償配布しています。	市役所議会事務局 電話 441-1800 FAX 433-2212 戸田市立図書館 電話 442-2800 FAX 442-2801
県広報紙	「彩の国だより」「県議会だより」の音声版を、ホームページで公開しています。	県庁県民生活部広聴広報課 電話 830-2857 FAX 824-7345
県議会 広報紙		県庁議会事務局政策調査課 電話 830-6257 FAX 830-4923

戸田市立図書館

視覚障害者等の読書環境を整備するため、次のサービスを行っています。

区分	内容	対象
録音資料や 点字資料の 貸出し	・電話等でリクエストを受付し、市図書館で持っている資料のほか、全国の図書館から借り受けて貸出をしています。また、図書館に新しく入った本のリストを録音し、郵送しています。 ・視覚の障害者手帳をお持ちの方には無料で郵送します。 ・視覚障害以外でご登録の方には図書館窓口で貸出します。	・市内に在住する方で、視覚等に障害があり、そのままでは活字を読むことができない方 ・サービスの利用には登録が必要です。下記窓口までお問い合わせください。
対面朗読	中央図書館対面朗読室でご希望の資料をお読みします。事前に予約が必要です。	
電子図書館	パソコンやスマートフォン等から戸田市電子図書館サイトにアクセスし、音声読み上げや文字の拡大に対応した電子書籍を読むことができます。	市内在住・在学・在勤で図書館の貸出券をお持ちの方
設備	中央図書館には拡大読書器や筆談ボードがあります。また、大きな活字の本や、やさしく読みやすいLLブック、さわって楽しめる点字つき絵本などのバリアフリー図書があります。	どなたでも利用できます。 (本の貸出しには図書館の貸出券が必要です)
アクセシブル ライブラリー (視覚障害者専用電子図書)	視覚障害者の利用に特化した専用サイトで、電子書籍を音声自動読み上げにて読むことができます。 利用に際しては、市内の図書館で事前申請が必要です。	市内在住で、視覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方。

窓 □ 戸田市立中央図書館 電話 442-2800 FAX 442-2801



障害者ITサポートセンター

無料でボランティアによるご自宅またはITサポートセンター内でのサポートを行います。
電話受付・相談日：火曜日、木曜日、土曜日の10時から15時まで（祝日年末年始除く）
（不在時は電子メール、FAXで随時受け付けています）

対象者 障害があることで、パソコンやスマホ等による情報の入手やパソコン操作の習得等が困難な方

窓 □ **埼玉県障害者ITサポートセンター**

所在地 さいたま市浦和区大原3-10-1（埼玉県障害者交流センター内）

電話・FAX 048-825-2749 **E-mail** smile04529@bz03.plala.or.jp

(3) スポーツ・レクリエーション

一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会

概要 障害のある方が、スポーツ活動に日常的に参加できるよう地域への支援を行っています。

窓 □ **所在地** さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内

電話 048-822-1120 **FAX** 048-822-1121

埼玉県パラスポーツ大会(彩の国ふれあいピック)

春季大会（全国障害者スポーツ大会個人競技の選手選考会を兼ねた大会）、秋季大会（レクリエーションスポーツ等の体験会）、球技大会（全国障害者スポーツ大会団体競技の選手選考会を兼ねた大会）を実施しています。

対象者 県内に現住所を有する者、または埼玉県内の学校施設等に通学、入所、通所している者

窓 □ **埼玉県スポーツ振興課** **所在地** さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-6998 **FAX** 048-830-4967

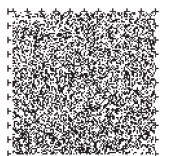
備考 競技種目、日程等は埼玉県スポーツ振興課ホームページ（スポナビ！サイタマ！）をご覧ください。

埼玉県障害者交流センター

概要 障害のある方の社会活動を支援する施設です。スポーツ施設（体育館、屋内プール、アーチェリー場、テニスコート、トレーニング室等）、文化施設（会議室、研修室、ホール、おもちゃ図書館等）が利用できます。各種教室やイベントも開催しています。

窓 □ **所在地** さいたま市浦和区大原3-10-1 **電話** 048-834-2222 **FAX** 048-834-3333

備考 利用方法や各種教室、イベント等の情報は、障害者交流センターホームページをご覧ください。
<https://www.kouryu.net>



(4) 選挙

郵便による不在者投票

あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けることにより、各選挙で郵便による不在者投票ができます。

対象者 身体障害者手帳を持っている方で、右記に該当する方

障害名	障害の程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能障害	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
免疫、肝臓の障害	○	○	○

窓 市役所行政委員会事務局選挙管理委員会担当 電話 441-1800 FAX 441-5568

備考 郵便等による不在者投票をすることができる方で、次に該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出をすることにより、代理人が記載し投票することができますので、お問い合わせください。

- 身体障害者手帳をお持ちの方で、手帳に上肢または視覚の障害の程度が、1級である者として記載されている方

点字投票

各投票所には、点字器が用意しており、点字での投票もできるようになっています。希望される方は、投票所の係員にその旨をお伝えください。ご自身の点字器を持ち込むことも可能です。

窓 市役所行政委員会事務局選挙管理委員会担当 電話 441-1800 FAX 441-5568

代理投票

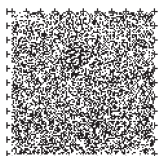
心身の障害等により字を書くことが困難な有権者は、投票所の係員が代筆させていただきます。希望される方は、投票所の係員にその旨をお伝えください。なお、投票の秘密は守られますので、ご安心ください。

窓 市役所行政委員会事務局選挙管理委員会担当 電話 441-1800 FAX 441-5568

市の選挙における選挙公報の音声版無償配布

目の不自由な有権者が投票しやすいよう、戸田市長選挙及び戸田市議会議員選挙では、選挙公報の内容を音声化したCDを配布しています。事前登録が必要ですので、お問い合わせください。

窓 市役所行政委員会事務局選挙管理委員会担当 電話 441-1800 FAX 441-5568



所得税

所得税の控除は、障害の程度により控除額が異なります。

	障害の程度	控除額
特別障害	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1級、2級 療育手帳④、A 精神障害者保健福祉手帳1級 	所得金額から40万円控除 (常に同居している場合*は75万円控除)
その他障害	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳3級から6級まで 療育手帳B、C 精神障害者保健福祉手帳2級、3級 	所得金額から27万円控除

※自己の同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者で、かつ、その自己又はその自己の配偶者若しくはその自己と生計を一にしているその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者

対象者 障害者が所得税の納税義務者本人または納税義務者の配偶者、扶養親族

窓 **西川口税務署** 電話 048-253-4061

備考 所得税を給与から源泉徴収されているときは、勤務先へお問い合わせください。

住民税

住民税の控除は、障害の程度により控除額が異なります。

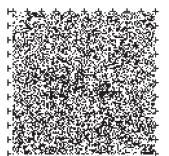
	障害の程度	控除額
特別障害	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1級、2級 療育手帳④、A 精神障害者保健福祉手帳1級 	所得金額から30万円控除 (常に同居している場合*は53万円控除)
その他障害	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳3級から6級まで 療育手帳B、C 精神障害者保健福祉手帳2級、3級 	所得金額から26万円控除

※自己の同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者で、かつ、その自己又はその自己の配偶者若しくはその自己と生計を一にしているその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者

対象者 障害者が住民税の納税義務者本人または納税義務者の配偶者、扶養親族

窓 **市役所市民税課** 電話 441-1800 FAX 432-1800

備考 控除を受けるには、前年12月31日の現況において、上記の「障害の程度」に該当する必要があります。



相続税

相続税の控除は、障害の程度により控除額が異なります。

	障害の程度	控除額
特別障害	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳1級、2級・療育手帳④、A・精神障害者保健福祉手帳1級	20万円×(85歳-相続開始時の年齢)の金額を相続税額から控除
その他障害	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳3級から6級まで・療育手帳B、C・精神障害者保健福祉手帳2級、3級	10万円×(85歳-相続開始時の年齢)の金額を相続税額から控除

対象者 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている方

窓 西川口税務署 電話 048-253-4061

贈与税

特定障害者扶養信託契約に基づき信託受益権の贈与を受けた場合、一定の金額については非課税となります。

贈与税の非課税の金額は、障害の程度により異なります。

	障害の程度(受益者)	非課税額
特別障害	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳1級、2級・療育手帳④、A・精神障害者保健福祉手帳1級	6,000万円
その他障害	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳3級から6級まで・療育手帳B、C・精神障害者保健福祉手帳2級、3級	3,000万円

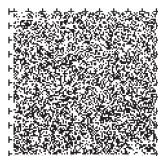
窓 西川口税務署 電話 048-253-4061

個人事業税

あん摩、はり、きゅう、その他の医業に類する事業を個人で営む場合は事業税が非課税となります。

対象者 両眼の視力が0.06以下の視覚障害者の方

窓 川口県税事務所 電話 048-252-3571 FAX 048-250-1256



自動車税

下記の方が所有する自動車でもっぱら障害者の通院、通学、通所または生業のために下記の方々が運転する自動車の自動車税が減免されます（1台に限る）。

仮申請について

障害者手帳の交付を市に申請中である場合は、減免の仮申請をすることができます。

仮申請をしようとする場合は、事前に埼玉県自動車税事務所にお問合せください。

対象者 【別表1】（54ページ）に該当する範囲の障害者手帳を持っている方及びそれらの方々と生計を一にする家族の方

窓 □ **埼玉県自動車税事務所（本所）**
電話 048-658-0227 FAX 048-643-0295



軽自動車税(種別割)

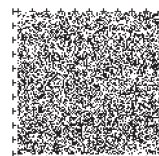
軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日に所有者又は使用者として軽自動車等を登録している方に課税されます。

下記の方が所有する軽自動車等でもっぱら障害者の通院、通学、通所または生業のために下記の方々が運転する軽自動車等の軽自動車税（種別割）が減免されます（1台に限る）。

対象者 【別表1】（54ページ）に該当する範囲の障害者手帳を持っている方及びそれらの方々と生計を一にする家族の方

窓 □ **市役所市民税課** 電話 441-1800 FAX 432-1800

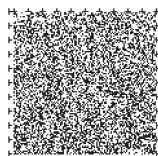
備考 減免を受けるには、毎年申請し審査を受ける必要があります（継続の方には申請書を2月に送付します）。申請期間は、納税通知書が届いてから納期限（毎年5月末日^{*}）までです。期限後の申請はできず、減免を受けることができません。^{*}末日が土曜日、日曜日の場合は翌月曜日



【別表1】自動車関係税に関する障害区分と程度

障害の区分		障害の級別
視覚		1級から3級までの各級又は4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08から0.1）
聴覚		2級又は3級
平衡機能		3級
音声機能または言語機能		3級（喉頭が摘出された場合に限る）
上肢		1級又は2級
下肢		1級から6級までの各級
体幹		1級から3級までの各級又は5級
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能	上肢機能	1級又は2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能		1級又は3級
ぼうこうまたは直腸の機能		1級又は3級
小腸の機能		1級又は3級
肝臓機能		1級から3級までの各級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		1級から3級までの各級
療育手帳		㊦又はA
精神障害		1級（障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方に限ります。）

※手帳の総合等級ではなく、障害の区分ごとに判断



旅客鉄道運賃

対象者とその内容は以下のとおりです。

対象者区分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区分
第1種障害者とその介護者	普通乗車券、回数乗車券 普通急行券、定期乗車券	5割	全線
第1種及び第2種障害者 (単独乗車)	普通乗車券	5割	JR・連絡会社線、航路の 片道100kmをこえるもの
12歳未満の第2種障害児とその介護者 12歳未満の知的障害児とその介護者	定期乗車券	5割	

窓 詳しくは各社にお問い合わせください。

備考 ・グリーン料金・特急料金は対象になりません。
・小児定期乗車券については、割引はありません。

バス運賃

- ・県内を発着するバスを利用する場合、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引になります。(バス会社により若干の差異がありますので、詳しくは各バス会社にお問い合わせください。)
- ・第1種の身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方及び要介護状態にある施設入所者は介護者も割引になります。
- ・写真による本人確認が必要になります。

対象者 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方
・施設に入所している方
・一定の条件を満たした介護者

窓 詳しくは各バス会社にお問い合わせください。

利用方法 障害者手帳を提示して料金をお支払いください。
施設に入所している方が割引を受ける時は、施設長が発行するバス運賃割引証明書が必要です。

国内航空運賃

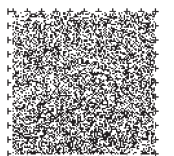
割引額や割引適用条件等は、各航空会社により異なります。

対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方とその介護者

窓 詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

利用方法 購入及び搭乗手続きの際に、障害者手帳を提示してください。

備考 精神障害者保健福祉手帳は、搭乗日当日に有効期間内であることや、顔写真の貼付があることが条件となる場合があります。



有料道路料金

本人または本人の親族等が所有する自動車（営業車は除く）で有料道路を利用する障害者を対象に、通行料金の50%が割引されます。また、知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（介護者運転対象者のみ）、福祉有償運送車両（介護者運転対象者のみ）など、事前登録のない自動車も手帳を見せることで割引の対象となります。割引を受けるには、市役所障害福祉課にて、事前に申請が必要です。

※事前に自動車を登録し、ETCを利用して通行する場合はオンライン申請が可能です。

オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp> 詳しくはサイトをご参照ください。



- 対象者**
- 本人運転の場合は、身体障害者手帳を持っている方
 - 介護者運転の場合は、第1種の身体障害者手帳または療育手帳[Ⓐ]、Aを持っている方（障害者本人が同乗している必要があります）

窓 詳しくは各高速道路株式会社にお問い合わせください。
NEXCO東日本お客さまセンター ナビダイヤル 0570-024-024 または 03-5308-2424

利用方法 障害者手帳を提示して現金で支払う方法とETCを利用して通行する方法があります。
ETCを利用して通行する場合は障害者本人名義のETCカードが必要です。

タクシー料金

利用運賃（メーター表示額）の1割相当額が割引されます。

対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方

窓 •各タクシー会社 •埼玉県乗用自動車協会 電話 048-863-6431

利用方法 タクシー乗車時に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

備考 ※タクシー料金の割引と福祉タクシー利用券は併用できません（24ページ「福祉タクシー利用券または福祉ガソリン利用券の交付」参照）。
※精神障害者保健福祉手帳は、会社によっては割引が適用されない場合があるため、詳しくは各タクシー会社にお問い合わせください。

NHK放送受信料

NHKの受信料の全額または半額が免除されます。

※免除の適用を受けるには、市役所障害福祉課で証明を受ける必要があります。

【全額免除対象】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方のいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合

【半額免除対象】

- ①視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳を持っている世帯主が契約する場合
- ②身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳[Ⓐ]又はA、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている世帯主が契約する場合

窓 NHKさいたま放送局 電話 048-833-2045 受信料に関するお問い合わせ ナビダイヤル 0570-077-077

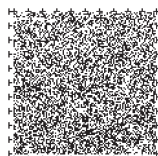
携帯電話料金

基本使用料等が割引されます。

対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方

窓 詳しくは各通信会社にお問い合わせください。

備考 契約する通信会社やプランによって、割引の対象外となる場合があります。



(1) 住宅改造・賃貸住宅支援

重度身体障害者居宅改善整備費助成

重度障害者の日常生活における利便を図るため居室、便所、浴室などの一部を障害に応じ使いやすく改造するときに助成が受けられます。 ※事前の申請が必要です。

対象者 障害の部位が下肢または体幹の身体障害者手帳1級または2級を持っている方で、介護保険法の対象とならない方

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

備考 所得制限があります。また、当該補助対象者に1回を限定して交付します。

民間賃貸住宅家賃差額助成

民間の賃貸住宅に居住し、住宅の取り壊しや、住宅の構造が障害者に配慮されたものでない等の理由により、転居が必要になり、引き続き市内の賃貸住宅に居住する障害者世帯に、家賃の差額の一部を助成します。

対象者 65歳未満で、身体障害者手帳1～3級、療育手帳[Ⓐ]・A・B、精神保健福祉手帳1～2級を持っている方または障害者総合支援法に規定する難病等にり患している方を含む世帯で、市内に1年以上住所を有し、市県民税の所得割が非課税の世帯

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

民間賃貸住宅入居支援

引き続き市内に居住することを希望しながらも住宅の確保が困難な障害者世帯に対して、市内民間賃貸住宅への入居に伴う保証料の実費に相当する額の一部を助成します。

対象者 3級以上の身体障害者手帳、B以上の療育手帳又は2級以上の精神障害者保健福祉手帳を持っている方を含む世帯で、市内に1年以上住所を有し、市県民税の所得割が非課税の世帯

窓 **市役所障害福祉課** 電話 441-1800 FAX 444-5588

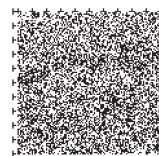
(2) 公営住宅

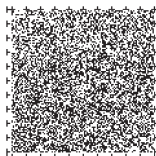
市営住宅の入居の優遇

市営住宅入居の当選率が優遇される場合があります。また、住宅に困窮し、一定の要件を満たしているときは、入居者要件の収入月額が緩和される場合があります。詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

対象者 市営住宅の申込者で、本人またはその同居者が要件を満たす障害者手帳を持っている方

窓 **市役所建築住宅課** 電話 441-1800 FAX 433-2200



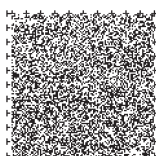


参考資料

(1) 身体障害者障害程度等級表

級別	視覚障害	聴覚または平衡機能の障害		音声機能、言語機能またはそ しゃく機能の障害	肢体不自由	
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢
1級	両眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能またはそ しゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
4級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能またはそ しゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指またはひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上または健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節または膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上または健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの ※ 7級に該当する障害については、2つ以上重複する場合に、手帳交付の対象となります。	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節または足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上または健側の長さの20分の1以上短いもの ※ 7級に該当する障害については、2つ以上重複する場合に、手帳交付の対象となります。

備考
 ①同一の等級において二つの重複する障害がある場合は、一級のうえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
 ②肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とする。
 ③異なる等級において2つ以上の重複する障害がある場合には、障害の程度を勘案して、当該等級より上位の等級とすることができる。
 ④「指を欠くもの」は、親指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。



※破線より上は旅客運賃割引・有料道路通行料金割引の第1種、下は第2種を表します。

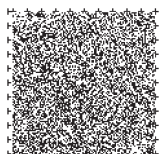
※太線で囲まれた部分は、市町村長の認定を受けることにより65歳以上で高齢者の医療の確保に関する法律の対象となる者の目安です。

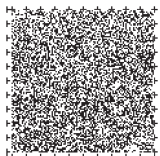
身体障害者手帳1～3級、身体障害者手帳4級の一部（音声・言語又はそしゃく機能の障害、及び下肢障害の1号、3号又は4号）

※等級の認定は、埼玉県総合リハビリテーションセンターで行います。

肢体不自由									
体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	肝臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこうまたは直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
	上肢機能	移動機能							
体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
1 体幹の機能障害により坐位または起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの			肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの				ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

⑤「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、親指については、対抗運動障害をも含むものとする。
 ⑥上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
 ⑦下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。



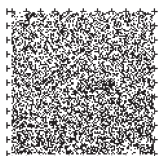


(2) 知的障害者の障害程度

		障害の状態
程度	表示	A (重度) のうち、次のいずれかに該当する程度のもの (1) 知能指数がおおむね20以下に該当する程度のもの (2) 知能指数がおおむね35以下で、次に掲げる身体障害が合併しているもの ア 視覚障害 (両眼の視力の和が0.03又は0.04) イ 聴覚障害 (聴力レベル100デシベル以上) ウ 両上肢機能障害 (次の2つ以上が要介助) ① 食事 ② 洗面 ③ 排泄の処理 ④ 衣服の着脱 エ 両下肢機能障害 (次の1つ以上が要介助) ① 階段の昇降 ② 室内の歩行 オ 体幹機能障害 (次の2つ以上が要介助) ① 座位の保持 ② 起立保持 ③ 立ち上り
重度	Ⓐ	
	A	知能指数がおおむね35以下で、次のいずれかに該当する程度のもの (1) 食事、着脱衣、排便、洗面等日常生活における基本的動作に介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であるもの (2) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、異食、興奮、多寡動、その他常時注意と指導を必要とする行動が認められるもの
中度	B	知能指数がおおむね50以下であって、食事、着脱衣、排便、洗面等日常生活における基本的動作に一部介助を必要とし、社会生活への適応が困難である程度のも
軽度	C	知能指数がおおむね70以下であって、社会生活への適応に適切な援助が必要である程度のも

(3) 精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

障害等級	精神障害の状態
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

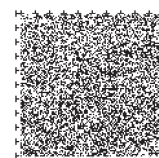






(4) シンボルマーク

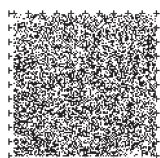
各種シンボルマーク

障害のある方に配慮した施設であることなどを表現するために、さまざまなシンボルマークがあります。シンボルマークには、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。

シンボルマーク	名称、マークの概要、使用方法など	関係団体・機関
	障害者のための国際シンボルマーク 障がいのある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。	(公財) 日本障害者 リハビリテーション協会 電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
	盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合 (WBU) が定めた世界共通の国際シンボルマークです。	世界盲人連合
 耳マーク	聴覚障害者のシンボルマーク 世界ろう連盟 (WFD) が定めた世界共通の国際シンボルマークです。	(一社) 全日本難聴者・ 中途失聴者団体連合会 電話 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046
	ハート・プラスマーク 心臓疾患などの内部障がいがあることを示すシンボルマークです。	内部障害・内部患者の 暮らしについて考える ハート・プラスの会 メール info@heartplus.org
	オストメイトマーク オストメイト (人工肛門・人工ぼうこうを保有する人) を示すシンボルマークです。	(公社) 日本オストミー協会 電話 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682
	身体障害者標識 肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。	各警察署、 交通安全協会



シンボルマーク	名称、マークの概要、使用方法など	関係団体・機関
	<p>聴覚障害者標識 政令で定める程度の聴覚障がい者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。</p>	<p>各警察署、 交通安全協会</p>
	<p>ヘルプマーク 外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。</p>	<p>東京都福祉保健局</p>
	<p>手話マーク 手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、施設・店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。</p>	<p>一般財団法人 全日本ろうあ連盟 電話 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445</p>
	<p>筆談マーク 筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、施設・店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。</p>	<p>一般財団法人 全日本ろうあ連盟 電話 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445</p>



戸田市 障害者福祉のしおり

発行 戸田市役所 障害福祉課

電話 048-441-1800(代表) FAX 048-444-5588

発行日 令和8年4月

